

平成27年6月第40回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成27年6月13日第40回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
15 番	高橋晃	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	西 山 茂 男
町 民 生 活 課 長	南 條 守 一	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	吉 田 美 和 子	健 康 推 進 課 長	岡 元 比 呂 美
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長	齋 義 弘
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	復 興 ま ち づ くり 課 長	櫻 井 禎
上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	牛 坂 昌 浩
教 育 長	岩 城 敏 夫	教 育 次 長 兼 学 務 課 長	鈴 木 邦 彦
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 和 江	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄	代 表 監 査 委 員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日及び明日の会議は、取材のためFMあおぞらから傍聴席での本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 鞠子幸則議員、17番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

9番、鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、きょうは1項目目、防災減災対策について。2項目目には、

災害公営（集合・戸建）住宅について。3項目めは、被災し町外に住むみなし仮設住宅居住者について、以上3項目質問させていただきます。

まず、初めに1項目め、防災減災対策について2点質問いたします。

1点目、本町では避難道路5カ所を計画しておりますけれども、全部の避難道に街路灯を設置するのかどうか。街路灯設置について本町の考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

避難道路整備事業は復興交付金事業として5路線が採択されております。早期完成に向け事業の推進を図っているところであります。

全避難道路の街路灯につきましては、夜間の道路形状や交通状況等を明確にし、道路交通の安全を確保するために設置するもので、5路線すべてに計画しております。

なお、設置場所につきましては、交通事故の防止を図るため、交通の流れが複雑となる交差点を中心に設置してまいります。街路灯の設置には設置基準がございますので、その基準に沿って設置し、一方では住宅地あるいは田畑等の地域において住宅にお住まいの方のまぶしさや農作物等への影響などについても配慮する必要があります。夜間の交通量、あるいは周辺環境を考慮して整備してまいりたいと、そのように計画しております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今聞きますと、全てに設置すると。それで、住宅、農作物、これらに配慮するということですが、後でまた質問いたしますけれども、これはLEDになるのかなと思います。今回、避難道5本ございますけれども、これはこちらのほうもずっと聞いておりますので、これは早目にぜひつくっていただければと、こう思うわけであります。

この南北を走る橋本堀添線、これを除いて4本の避難道路全部、当然要するに海側から山側に避難する道路になっておりますけれども、この4本の中、横断歩道をつくるような場所も出てくるのではないかと私はこう思うわけです。今、住宅とか農作物に配慮、その設置基準もあるというようなことを言っておりましたけれども、やはりこの横断歩道を設置するには滞留点も設けなければいけない。そういったところにもお金がかかるでしょう。そういうところもあると思います。そういったと

ころにもやはり必要なのかなと、こう思うわけですがけれども、横断する人が見えるように街路灯、これは設置しなければいけないと私は考えますけれども、そのような配慮が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 局部照明につきましては、原則ということと、それから必要に応じて照明施設を設置するところといった決まりがあります。必ず原則として照明を設置するというのは、いわゆる信号機の設置された交差点ということになります。

また、必要に応じてというのは、いわゆる信号のない交差点、これについては先ほど申し上げたように調査をしながら必要などころということになるかと思えます。以上です。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、局部照明ということで、これも道路照明施設設置基準の中にございました。横断歩道の照明は、これに接近してくる自動車の運転手に対してその存在を示し、横断中及び横断しようとする歩行者等の状況がわかるようにするものとする、このように載っております。

ところが、ちょっと外れますけれども、町道でもやはり横断歩道が設けられておりましたけれども、やはり街灯がなく暗いところがありました。きょうは避難道についての通告でございますから、ここでやめておきます。そういうところが一応見受けられたということで、お話しさせていただきました。

避難道への街路灯は全て電柱を設けての設置ということになるとは思いますけれども、そうでないと確かに設置できませんので。本町では、現在何カ所かに、要所要所に海拔のステッカーの表示をしておりますけれども、避難道の街路灯に、この電柱に海拔ではなくて、東日本大震災時の津波の高さが一目でわかるような、海側から山側に向かう4路線の道路ですね、この道路の電柱に津波の高さのしるしを設けてはどうなのかなと私は思っていたわけですがございますけれども、国交省で出している道路占用許可基準というのがございました。その中に街路灯、灯柱に広告を添加し、巻きつけ及び塗装することは認めないと、このようになっていましたけれども、これは国道なのか町道なのかちょっと私もわかりませんが、こういうことも必要なのかなと、津波の高さですね。そういったところに、避難道に逃げるときはもう皆さんわかりやすいようにですね、そういう考えはいかがでしょうか、伺いま

す。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 貴重なご意見としてお伺いしておきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 津波警報が出たというときに、やはり避難するときに津波の高さがここまで来たんだということで、やはり一目でわかると思うんですね。それで、避難する人も、またここにそういったものを設置しておくことによってやはり後世に残すことができるのではないかと私はこのように考えておりました。ぜひ考えていただければと思います。

2点目に入ります。

ここ数年前から地球温暖化による気候の変動で、本年も集中豪雨が予想されます。特にゲリラ豪雨で側溝等から雨水があふれ出て近隣住民の方々が迷惑をこうむっている箇所もございます。今般ございました九州でもすごい集中豪雨で被害をこうむってございましたけれども、本町としてこの件に関して本年度の豪雨対策についての取り組みはどのように取り組んでいるのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 雨水・浸水対策につきましては、公共下水道で行っている雨水幹線整備のほか、道路側溝やその他の水路の整備を年次的に行っております。

道路側溝やその他の排水路につきましては、これまで関係する行政区長の皆様からお話を伺い、降雨時の状況等を確認して、水路、側溝等の改修を進めてまいりました。平成26年度では、鍋倉川、雪穴沢、坂下川、松栗川、兎沢、ヲフロ沢の小河川の改修及び町道東街道線ほか9路線の町道側溝改修を行っております。今年度も雪穴沢のほか3カ所の小河川と町道長峯幹線ほか9路線の町道側溝の改修を行ってまいります。

これまで整備を進めてまいりました側溝等の箇所は、時間当たり50ミリメートルの降雨量をもとに整備しております。近年の集中豪雨時には側溝等の能力を超えてしまい、雨水があふれる箇所が発生しております。しかしながら、全ての側溝を集中豪雨に対応できる側溝断面に早急に改修することは困難であるため、側溝等に堆積している土砂を撤去し、集中豪雨の発生が予想される場合は、土のう等を準備するなど必要な対策は講じてまいりたいと思っております。

また、公共下水道事業におきましては、社会資本整備総合交付金事業により、鹿島・倉庭地区の鹿島川、いわゆる中央第3-1号雨水幹線でございますけれども、この改修を平成6年度より下流の亘理承水路から着手し、昨年度まで鹿島公会堂付近まで工事完了しているところであります。本年度においても継続して実施することとしております。近年、集中豪雨が増加傾向にあることから、継続的に事業を実施して、早期の完成を目指してまいりたいと思います。

また、既存の都市下水路につきましても、雨季を前に土砂のしゅんせつを行うなど、適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 当局は知っていると思いますけれども、町民の方々からこの整備について以前から聞いているのかなと思いますけれども、称名寺の南側でございます側溝でございますけれども、これは中央第3号雨水幹線につながっている枝線というふうですけれども、この現場については何年か前にも先輩議員も一般質問しておりますけれども、ここはいつも大雨が降りますと、道路等に水があふれる。私のところにも昨年も2度ほど電話が来ておりました。担当課に行ってお話ししましたが、なかなか厳しいようなお話でございました。ここはいつも大雨が降ると、とにかく近隣の住民が非常に安心していただけないと、このように言っておりますけれども、今町長がお話ししました応急処置の土のう、確かにこの土のうに関して設置対策を講じているというのはいいいと思いますけれども、ここの側溝の整備に関してどのように考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 上下水道課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった箇所については町としても把握している箇所でございます。ただし、各行政区からの要望というのが全体で今回町政懇談会を含めて上げていただいたのが二百数十カ所の要望箇所がございました。その中で水路、側溝にかわるものが約50カ所以上ございます。その中で町としても順位をこれから決定して事業を進めていくのでございますけれども、その中でも各行政区からの順番というのもございます。その辺を考慮しながら全体的な計画の中で対応していきたいと

考えてございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 順番があると、これは私も聞いておりますので、いろいろと危険箇所からいくということも言うておりました。ここも今のところ庭先までぐらいの水で床上浸水というのはまだ聞いていませんけれども、来そうなところがありました。そういったところもありますので、やはり早急の整備も必要なのかなと私は考えたわけでありませう。

大雨が降りますと、やはりその都度土のうを持って行って整備をすると、設置をするということは、それはそれでいいかもしれませんが、やはり整備すればこの土のうを設置することもない、消防団に対しての手間も省けるんじゃないかなと私は思うわけでありませう。

なぜあそこの側溝、私も何度か行って見ましたけれども、直角に曲がっているんですね。大きいのが直角に曲がっている。あれはどう見てもあふれ出るんじゃないかなと。真っ直ぐだったらやはり水は真っ直ぐ流れるものであって、曲がっていくとなればどこかで詰まってしまえばどんどん上に上がってくると、このように思うわけでありませう。これから設置する場合、よく考えて設置されたほうがよろしいのかなと思ったわけでありませう。

2 項目めに入ります。

災害公営集合住宅と戸建て住宅について 5 点伺います。

本町では復興が被災地の中では早く進んでいると、このように言われております。確かに私もそう思っております。災害公営住宅に関しては、最後の完成が大谷地集合住宅、これは今月完成ということでなっております、8 月 1 日から入居開始と聞いております。しかし、諸事情があつて入居できないという方もいらつしやいました。そこで 1 点目、2 つ質問させていただきます。

まず、今回本町では 5 次募集を実施しましたがけれども、災害公営集合住宅、戸建て住宅、それぞれ何世帯の申し込みがあつたのかということをお伺いわけでありませうけれども、この件に関しては 6 月 5 日の全員協議会で当局より募集結果の用紙をいただいて報告を受けました。そして、また 6 月 6 日の河北新報にも掲載されておりました。しかし、私は 4 月 27 日に通告しておりますので、これは答弁をお願いしたいと、このように思ひます。

そして、第5次募集で申請が少なかった場合、第6次募集を考えているのか、以上この2つ伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成27年4月6日から20日まで第5次募集を行ったところ、集合住宅では西木倉住宅に8戸、下茨田南住宅に1戸、上浜街道住宅に9戸、大谷地住宅に2戸の合計20戸の申し込みがございました。

また、戸建て住宅につきましては、中野住宅に1戸、上浜街道住宅に4戸の申し込みがございました。全体としましては25戸の申し込みがあったわけですが、第5次募集後においても117戸の空き戸数があります。引き続き仮設入居者で再建方法が未定の方などを中心にしまして、第6次の募集についても計画していく考えであります。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 私は第4次募集の統計もとっております。これは当局からのしつかりした数字だと思います。これが第4次は違うよというのであれば当局が間違っていると思いますので、ちょっとここでお話しさせていただきます。

まず、集合住宅は380戸、これを建築したわけでございますけれども、4次募集の時点では274戸の申請があったということで、あきが106戸、これは集合住宅です。それで、5次募集前には245戸の申請があつて135戸のあきがあつたと。これは先日いただいたものにもそのように載っております。そして5次募集では20戸で、5次募集の結果で265戸と。あきが先ほど町長も言われましたように115戸であつたと。

私はここで伺いたいのは、4次募集の時点では106戸のあきであつたけれども、5次募集前では135戸のあきだと。要するに25戸のあきなんですね、キャンセルなんですね。29戸のキャンセルがきたということなんですね。そして、5次の時点で115戸あきがあるということは、4次の募集からいっても9戸のキャンセルがあつたという形になろうかと思ひます。このあき、要するにキャンセルの要因は何なのか伺ひます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 要因ということですが、都市建設課長から答えたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、お答えさせていただきます。

要因といえますか、実際に申し込みをされて仮入居に行くまでに、やはり家賃の算定等を行わせていただきます。それでお示ししていただいた場合に、所得等がある方もいらっしゃると思いますが、その中で一般の住宅との対比といえますか、今後の生活の再建を考えた場合に災害公営住宅に入居するよりも自分で自主再建したほうが良いという方とか、一般のアパートに入ってよくなったとか、あとはやはり家族間の関係とかいろいろあると思いますけれども、そういった状況でキャンセルが発生したと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今いろいろお聞きしましたけれども、これはまた後で質問させていただきたいと思います。

2点目に入ります。

災害公営集合住宅が8月で全て入居できる体制にあるわけでございます。しかし、諸事情で入居しても、先ほど言いましたけれども、入居できない被災者もいると。今後も災害公営集合住宅への入居希望者が少なかった場合、入居基準というのがあるとありますけれども、それを緩和させて募集するということについて考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 入居基準につきましては、被災された方の意に沿う形で進めたい。これはそのようには強く思います。しかしながら、一定の基準がある以上、入居がかなわない状況となる場合もあります。今、都市建設課長が説明したとおりでございます。個々の被災者の事情もそれぞれでございますので、国や県の判断も仰ぎながら募集の受け付けを行いたいと思います。

災害公営住宅の入居資格において、世帯の捉え方については震災時の世帯を基本とし、1世帯につき災害公営住宅1戸の入居となっておりますが、今回第5次募集を行う上で、現在仮設住宅やみなし仮設にお住まいの方で震災後の状況の変化によりまして、親世代、子世代に分かれて生活の基盤を形成している場合等において、一部の方が住宅を建設することで再建し、残りの方が住宅に困窮しているような場合については、災害公営住宅への入居ができるよう基準の緩和を行っているところで、今議員の指摘にありました世帯についてはそのような対応をさせていただきました。

また、冒頭申し上げましたように、一応国からの一定の基準が示されている以上、やはり国、県の判断を仰ぎながら柔軟に対応していきたいと、このように思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、基準を緩和すると、そういうお話を聞きましたけれども、本来なら災害で家も何もかも失った方々でありますから、やはり基準を緩和するのではなくて、やはり全ての被災者の方々が入居できるような、要するに基準をなくして全員が入居できるように考えていただければと思ったわけですがけれども、本町の災害公営住宅の入居資格というのがございます。ホームページに載っていましたがけれども、これに当てはまった方、該当する方しか入居できないと載っておりましたけれども、私は税金を納めていない、ずっと何十年も税金を納めていない、そういう方はいらっしやらないと思いますけれども、そういった方は考えなければいけないのかなと思いますけれども、大体の方は税金を支払っていると思います。ぜひですね、災害公営住宅に全員が入居できるような形でやっていただければと私はこのように考えておるところでございます。

それから、これもまた当局も聞いていると思いますけれども、被災後家族がばらばらになったと、何月でしたかね、私またそれを一度話しているのをまた同じようなかぶって出るかもしれませんけれども、要するに息子さん夫婦と被災後うまくいかなかったと、一緒に住めないという方がおまして、当初やはり役場とすれば罹災証明は一家に1枚ということで、そのときはおばあさんも若夫婦も一緒に住んでいたんですね、ところがこの被災によってばらばらになってしまった。今度はばらばらから一緒に住むことができなくなったという方がおりました。それで、仮設から出られないと、そういう方がおりましたけれども、先日実は電話がございまして、災害公営住宅に住めることになりましたという電話がありまして、これもまた緩和の一つかなと思って聞いておりました。ぜひですね、そういう形でどんどん入れるように、結構余っているわけですね、まだ入居をこれからする方もいらっしやると思いますけれども、ぜひ考えていただきたいと。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃることはもっともでございますけれども、災害公営住宅も含めまして、全ての今回のあれは国民の税金、いわゆる全国民の税金で賄っ

ているわけです。したがって、この間の復興庁の財源のお話のときも各自治体にいろいろな運用を任せてもらえれば、あるいは予算の運用も任せてもらえればということですが、あくまでもやはり国の基準があり、県のそれに沿った指導があるわけでございます。

したがって、やはりそれにとりあえずは沿わざるを得ないと。その中でその矢面に立つのは我々自治体でございますから、その中でいろんな工夫の中でいろいろと、国、県と先ほど冒頭申し上げたように、相談しながらよい方向に持っていきたいなと。被災者の方にとって添えるように持っていきたいなと考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 町長から答弁いただきました。今、角度を変えてお話ししようと思ったんです、本当は。それも言おうと思いましたが、今町長の答弁で納得しましたので出しません。

次に移ります。3点目に移りますが、災害公営戸建て住宅について伺います。

戸建て住宅入居者で払い下げ希望者の方がいると思いますけれども、本町では払い下げはいつごろと考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

払い下げにつきましては、現行制度上、町が公営住宅として維持管理する必要がないものについては払い下げができることになっております。公営住宅法第44条第3項の規定により、公営住宅もしくは共同施設が災害その他の特別の事由により、これを引き続いて管理することは不適當であると認める場合において国土交通大臣の承認を得た時、用途を廃止することができるとなっております。そのため、災害公営住宅を希望する被災者がいないときに一般の公営住宅に移行することになるわけですが、その後一般の公営住宅においても入居希望者がいない場合に初めて払い下げができるというのが現行制度でございます。

したがって、現時点においては、払い下げについての明確な時期を申し上げることはできません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ということは、今すぐ払い下げしていただきたいという、そういう

方はいらっしゃらないと思いますけれども、皆さんたんす預金とかそういった中で全部流されたわけですから、お金がないという方が入居されておりますので、そういう方はいないと思いますけれども、払い下げをすぐしていただけないかということも今の町長の答弁の中で伺ったとおりだと私は思って、次に進ませていただきます。

4点目に入ります。戸建て住宅入居者が改築希望をする方がおりました。要するに、登り口がちょっと狭いとか、ここに何かを設けたいというようなそういうお話をされる方がいらっしゃいました。これは公営住宅であり、現在改築は難しいと私は思われますけれども、今後払い下げした場合、入居者に対しての対応策というものを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 公営住宅につきましては、日常生活にどうしても必要なもの、例えば手すり等ですね、安全性が確保されている場合のみ認めているわけでございます。将来的に制度上の払い下げの条件が整った時点で払い下げを受けた場合には払い下げを受けた方の所有物となるわけですから、改築については自由にできるということになります。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、災害公営住宅で入居者で一番困っているのは何かと言いますと、くぎを打っていけない、穴をあけていけない、こういったことで困っておりました。これは公営住宅ですから、私もこれは理解いたします。地震対策でくぎを打ちたいという方がおりました。それから、くぎだけじゃない、やはり支える棒でいいんじゃないですかと言いましたけれども、ある程度低くて長いのが必要だということを書いておりましたので、くぎだと非常にいいんだということを書いておりましたけれども、どのようにしたらいいのだろうかということも聞かれました。そのようなことに対しては、今までどのように説明されてきたのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 都市建設課長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、お答えいたします。

今、鈴木議員がおっしゃったとおり、やはりくぎとか構造的な部分もございませ

ので、的確な形での建物が変更になるようなことがあってはうまくないということが大前提でございます。

それで、やはり先ほど町長の答弁にもありましたとおり、やはり身体的なことで手すり等がどうしても多く必要だという方にはそういった改造を認めてきた状況でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これは公営住宅ですからね、私も余り大きな穴、小さなくぎぐらいいいのかなと、目をつぶってというようなことを本当はここで言おうかと思いましたが、これは余りそういうことは言えないと思いますので、5点目に移らせていただきます。

災害公営戸建て住宅、全部で97戸、全部完了したわけでございますけれども、今それで入居しております。入居まもなくコンクリートに大きなクラック等が入っている、そういった箇所がありました。補修整備は今後どのように考えているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 状況につきましては、戸建て住宅の一部においてコンクリートの上に薄く乗っている化粧モルタルにひび割れが生じたものであり、構造的に影響を及ぼすものではないと判断をしております。町といたしましても、入居者の皆様より申し受けた不具合につきましては、早急に対応すべく、一般社団法人互理町木造災害公営住宅建設推進協議会と連携を図りながら補修作業を随時行ってきたところであります。今後におきましても、不具合が生じた場合においては、早急に状況を確認し、必要に応じた補修等を行ってまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、化粧モルタルと言いましたけれども、私行ってみたときは化粧モルタルじゃないように見受けられました。あれはレイタンスのいたずらによってできたのではないかと。要するに、レイタンス、ブリーディング水ですね、水が上に浮いてきて寒いときに凍ってそこからはがれたのではないかと私は見てきたんですけれども、これは化粧モルタルではないと思いますけれども、いかがでしょうか、伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたように、必ず状況を確認します。したがって、確認しながら補修していくということになるかと思えます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひですね、あれは横のほうが、要するにあれは剥離ですね、どちらかというと剥離したような、クラックと言いましたけれども、剥離したような形で大分大きくなっていましたから、あれがどんどん大きくなっていきますと、今度上のほうがクラック生じて剥がれますから、剥がれると今度ご年配の方はそれに引っかけって転びます。大体1センチ以上の厚さにはなると思えます。ぜひそのところは考えていただきたいとこのように思えます。

3項目に入ります。

被災し町外に住むみなし仮設住宅居住者について2点質問いたします。

まず、1点目2つ伺います。

5月末現在、被災され町外に避難されている方々は何世帯、何人いるのか伺いますが、これもまた6月5日の全員協議会の際に入居状況が配布されました。しかし、この件も先ほどと同じく4月末に私は通告しておりますので、答弁をいただきます。

そして、2つ目は何らかの都合で本町に戻らないと、こういう方、先ほどもちょっと聞きましたけれども、私これをここで話そうと思ったんですけれども、何世帯、何人いるのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町外に住むみなし仮設住宅居住者につきましては、昨年8月より仮設入居者の現況調査を行っております。入居者の今後の再建意向の把握に努めているところであります。5月末現在でみなし仮設住宅居住者は224世帯、550人となっております。そのうち県内で町外のみなし仮設住宅居住者は168世帯、405人となっております。県外のみなし仮設住宅に入居している方は18世帯、37人となっております。今のところ本町に戻らず、再建を検討している世帯は75世帯、167人であると把握しております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 町外避難者、戻らない方とか、また町外に避難している方聞きましたけれども、それに対して対策等確認させていただきますので、2点目に入ります。

町外に避難し、5月31日現在550人と聞きましたけれども、本町に戻れない方々、

こういった方々に対して今政府のほうでも地方創生ということで非常に張り切っておりますけれども、地方創生の中に人創生というものがございます。この人創生に鑑みて、どのような対策を立て、またどのように対応してきたのか、また今後の対応策、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今までの復興事業の経緯について見ていただければ、一目瞭然かと思っておりますけれども、被災した皆様には震災からの1日も早い復旧・復興、生活再建を果たしてもらうため、JR常磐線の早期復旧、それから防災集団移転促進事業ですね、これは今年の6月に終わっていると思います。それから、災害公営住宅の整備、来月にはあと30戸鍵を渡すことができます。さらには、災害危険区域内の移転者支援事業補助金、そしてまた危険区域外の津波被災者住宅再建支援等補助金といった金銭的負担を軽減する各種施策も講じてきたところであります。町外にお住まいの避難者につきましても、ふるさと互理に1日も早く帰ってもらうべく、町内に住む被災者と同様に各種施策の周知を図っていたところでもあります。既に町内に戻られた方々も多くおられると思いますが、今後においても情報の周知等を適宜行い、1人でも多くの方に本町に戻っていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

そういった中で、当然互理は仙台圏でございます。仙台といかに利便性がいいかというのが一つのポイントになってこようかと思っております。深夜バスの運行もその一環として捉えていただければと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 現在、急速な少子高齢化に伴って、本町の人口の減少にやはり歯止めをかけるためには、将来にわたって活力ある互理町、これを維持していくということが非常に大事かと、また課題になっているのではないかと思います。

本町も現在地方版総合戦略、これを作成していると思っておりますけれども、これについては各市町村、たしか今年度中だったでしょうか、作成するようになっているんじゃないかなと思っておりますけれども、これにやはり活力を取り戻すというのは一番は何かというと、人だと思っておりますね。その中でこの互理町に住んでいて被災された方々がなぜ戻らないか、戻れないかと。先ほどお話ありましたように、やはり被災してみなし住宅に住んでいる方々、災害公営住宅の家賃が高いという方が私の

耳にも入ってまいりました。そのため戻らないと。確かに一般住宅に合わせて収入によって家賃は計算されるはずですから、また一般住宅より安く設定してやっているんじゃないかなと思っております。やはり、それでも家賃の高いところには戻らない、誰も戻らないと私はこう思います。

それなら、現在住んでいる安いところにいたほうが良いと思っているんじゃないかなと思うわけですが、家もすべて失った方々なんですね。やはり人創生の一環として、災害公営住宅の家賃の見直しというのを先ほどもお話しちょっと出ましたけれども、やはりこの家賃の見直しというのも考えるべきかなと思いますが、もう一度伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申しあげましたけれども、この件につきましては、国、県との指導、あるいは相談の上進めてまいりたいと、このように思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 町、人、仕事創生と、こういう中に載っておりましたけれども、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込み、好循環を確立することで町に活力を取り戻すと、こういったことに取り組むんだということがありました。

何かしらやはり考えていきませんか、互理に住んでいた方は戻らないと私は思います。ぜひ活力ある町に、そして被災者が戻れるような互理町になるように取り組んでいただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に11番、四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四 宮 規 彦 君 登壇〕

1 1 番（四宮規彦君） 11番、四宮規彦です。

通告に従って質問いたします。まちづくり協議会についてでございます。

1つは、まちづくり協議会の予算配分の根拠と今後の予算措置をどのように考えているのか当局のまず基本的な考え方を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、まちづくり協議会支援事業の予算につきましては、震災からの復興に向け、まちづくり協議会を拠点とし、地域住民が主体となり、持続的な地域コミュニティーの再構築を図り、被災地の地域づくりを維持するために震災等緊

急雇用対策事業を活用し、平成26年度につきましては5,600万円を国庫補助金で対応してきたところであります。

ご質問の各地区まちづくり協議会の平成27年度予算につきましては、亘理地区まちづくり協議会の総事業費が1,169万9,000円であります。荒浜地区まちづくり協議会の総事業費につきましては1,069万7,000円、吉田西部地区まちづくり協議会の総事業費については942万7,000円、吉田東部地区まちづくり協議会の総事業費につきましては913万6,000円、逢隈地区まちづくり協議会の総事業費につきましては1,118万6,000円となっております。

予算の根拠につきましては、各地区のまちづくり協議会から提出された事業計画及び予算額要求に基づき、それぞれヒアリングを重ね、事業内容に対する事業費が適正かどうか精査を行い、予算額を決定しているところでございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 私もまちづくりに多少かかわっております。今後の予算措置をどのように考えているのかお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのご質問で回答いたしました震災等緊急雇用対策事業が今年度で終了する見込みになっております。しかしながら、地域住民の自発的で自主的な活動を促進し、協働の担い手であるまちづくり協議会は、地域協働のまちづくり推進にとりましては今後も重要な役割を担う団体と認識しております。

今後につきましては、国、県等の補助事業の有無を確認し、補助事業がない場合は町の一般財源で予算措置を想定しております。

引き続き、地域課題の解決、地域特性を生かした取り組みをともに協力し、将来的には指定管理者制度も視野に入れながら、町でできることは町で、地域でできることは地域で取り組めるよう協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） （1）、（2）の質問には関連がございますので、連動して質問をいたします。

まちづくり協議会は発足後、四、五年経過しております。5つの地区のまちづくりには、国の活性化方針、雇用促進の2つの政府の方針に沿って、年間約5,000万

円の補助金で運営されてきております。27年度の予算額は約5,214万円となっております。しかし、28年度、来年度からは補助金が支給されず、町民の税金でこれら同額となるのであれば5,000万円以上の金が全額支出となるようでございますが、これは事実ですか、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのご質問にもお答えいたしました。震災等緊急雇用対策事業が今年度で終了となる見込みであります。今後につきましては、国、県等の補助事業を優先的に考え、補助事業の有無を確認し補助事業がない場合、先ほど申し上げましたように、町の単費で予算措置を想定しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 5つの各地区は、それぞれ置かれている状況が異なっております。人口も、それから面積、それから年齢構成、そして生活基盤等々が異なっておりますが、どの地区の予算額もほぼ同額となっていることに疑問を感じている町民の方がおりますので、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのご質問にもお答えいたしました。予算配分の根拠につきましては、各地区まちづくり協議会ごとにヒアリングを重ねまして、事業内容に対する事業費が適正かどうか精査を行わせていただきまして、予算配分額を決定しているところでございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 先ほど答弁で町民税によってまちづくりの予算が支出されるということですので、私としては町民の方々にもまちづくり協議会に関心を持っていただいて、各事業に理解を示してほしいと思っております。

一方、事業計画と予算額、特に計画に町はこのような事業計画はちょっとふさわしくないのかなど、そういうような観点から再検討の要請を行った例はあるのかどうかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 各地区まちづくり協議会ごとに抱えている問題につきましては、さまざまでございますので、事業計画等の再検討を要請したことはございません。

なお、事業計画につきましては、各まちづくり協議会ごと地区計画を策定してお

り、計画に沿って事業を推進していただいているものと理解しております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） まちづくり協議会の総会は代議員制です。実質どの地区におきましても50人未満、20人とかそういった委員の方々で予算、決算の承認がなされ、ほかの町民はこの予算、決算額がわからない状況です。まちづくり協議会を理解してもらう意味でも、その活動の是非におきましても、このような状況ではちょっと理解されるのが困難かなと思われまます。

そこで、まちづくり協議会の広報誌にこれらを掲載することも必要と考えておりますが、この点をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 予算につきましては、広報誌に掲載しているまちづくり協議会もございませんけれども、全てのまちづくり協議会ではございません。町民のまちづくり協議会への理解促進、事業予算の透明性の確保のため、広報誌に掲載することも必要と考えられますので、各まちづくり協議会に対しましては助言してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 今後の予算措置について、約5,000万円の予算をこのまちづくり協議会に投入すると。それにはぜひまちづくり協議会で行ってほしい事業、あるいはまた協議会でなくても可能な事業、あるいはほかの団体と協働で行える事業、活動、こういう活動に対して、これからも精査をしながら、多くの方々の協力を得て、慎重に、そしてスピーディに取り組む必要があります、地方創生にあった活動も視野に入れて、補助金、交付金の対象事業も考えてはどうかと思っております。この点をお聞き申し上げます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのご質問に回答いたしましたが、各地区まちづくり協議会において、地区計画を策定しておるわけでございます。それをもとに事業実施をしているわけでございます。その中でも地区住民とまちづくり協議会で実施できる事業、行政と連携して実施する事業等があると思っております。自分たちの住む地区を住みよい地区にするための自発的で自主的な事業につきましては、今後補助金等を検討してまいりたい。そのように思っております。

議 長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

1 1 番（四宮規彦君） これで終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって、四宮規彦議員の質問を終結いたします。

次に3番、熊田芳子議員。登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3 番（熊田芳子君） 3番熊田でございます。

私は、婦人防火クラブについて1点質問いたします。

本町における婦人防火クラブ連合会から休会する地区が二、三見受けられ、次年度も存続の難しい地区がございます。町としての見解を伺いたいと思っておりますが、この婦人防火クラブは昭和37年、現在の総務省消防庁が60%も建物火災が全国で発生しているの、いろいろな面で家庭で火を扱う女性のことに目を向けまして、婦人防火クラブを結成するよ、ということ、全国の都道府県に要請を出したわけですね。そして、この亘理町では昭和47年、荒浜の築港地区にですね、2月の初めから3回ほど建物火災が発生しているわけでございます。それで、当時の婦人会の皆さんがこれではだめだということで亘理町の荒浜築港地区のほうから婦人防火クラブが初めて結成されております。そういった点で、ずっと30年、40年と続いてきた伝統ある婦人防火クラブでございますが、このほど震災後、非常に高齢化して休会をされているところがございます。その辺について、亘理町ではどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、町内の婦人防火クラブの中の複数のクラブが休会していることは認識しております。婦人防火クラブは地域において、家庭防火のための火災予防啓発を推進するとともに、近年は大災害時における支援活動など、地域の安全、安心を確保するための活動を進める団体としても位置づけられ、災害発生時には炊き出しなどの後方支援活動により、地域の被害を軽減するために欠くことのできない重要な組織となっております。

今後は家庭防災のみならず、地域の自主防災活動を実施していく集団としても重要な役割を担っていくと思われま。

このように地域防災において、重要な役割を担っていく団体ですので、各行政区において全戸加入を基本として活動していただくことで、町の安心、安全を確保し

てほしいところではありますが、震災の影響による行政区の再編、クラブ員の、ただいま議員おっしゃったように高齢化、働く女性が多くなったという女性のライフスタイルが変化していることなどもあり、婦人防火クラブとして活発に活動を行えないクラブも見受けられるのが現状かと思えます。

町といたしましては、婦人防火クラブの重要性、必要性を十分認識しておりますので、今後クラブの活性化が図られるよう婦人防火クラブ連合会の事務局である互理地区消防事務組合消防本部担当部署と連携を図り、情報を共有しながら、必要なアドバイスを行うとともに、町で行政区等を対象に実施している防災に関する出前講座等で婦人防火クラブの必要性を今後も訴えていきたいと思えます。

自分たちの地域は自分たちで守るという信念のもと、火災や災害に強い安心、安全なまちづくりのため、より多くの方々に婦人防火クラブ活動に積極的に参加していただきたいと町としては考えております。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 震災前は互理町全体で9,143名の婦人防火クラブ員がございました。しかしながら、震災後、支部長さんが津波で流されて亡くなったこともございますし、いろいろなところで休会をいたしまして、現在は8,655名になっております。しかも、今年度上町地区と新町北地区と桜小路東中と柴町の4つの婦人防火クラブの連絡協議会が今休会ということでやっております。

この婦人防火クラブの重要性、今町長がおっしゃられましたが、住宅用火災警報器が義務づけられた年度には自主防災組織と、それから婦人防火クラブと一体となって各家庭に呼びかけて住宅用火災報知機の煙式と、そういったことがございます。いろいろな面で非常に町長もおっしゃったように婦人防火クラブの重要性がございます。そして、40周年を迎えようとした段階で東日本大震災の大きな津波がありまして、今40周年を迎えられませんでしたけれども、この50周年は今2万円ずつずつと積み立てておられるようなので、全地区が婦人防火クラブの皆さんが結集して50周年記念大会を迎えられるためには、総務課とかいろいろな面で関連があり、いろいろな御協力をいただいているということで、町としてはやはりどのように休会を防ぐ、4月12日の河北新報にも載っておりますけれども、やはり消防本部でも心配しております。これで、だんだん先が細くなってなくなっていくのが非常に残念だということを消防本部でも言っております。そういう点どのようにお考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は私が助役として入った平成14年度の最初の仕事が山元町との地区の防火クラブの大会だったと思いますけれども、初めて山元町の体育館でやったんですけれども、壇上からの挨拶、町長の代理で出席したんですけれども、防火クラブの方々の制服というか、着ましてね、はっぴですね、非常にりりしいというか、こう言っちゃなんですけれども、消防団に引けをとらないというか、それ以上のりりしさを感じ、非常に感動した記憶が今よみがえってまいりました。そういう面で議員おっしゃるとおり、これは本当に全戸加入というのは必達じゃないかなと思います。そういった点では所管課である総務課でもいろいろ考えておると。やはり総務課長も私と同じように地道な啓蒙というか、これは何と言いますかね、消防団の場合も団員になるというのは自分から役に立ちたいといいますが、そういった奉仕の精神が一番なわけですから、特に防火クラブの場合は、自分たちの地域は自分たちで守るといふか、そういった強い意志もあるわけですから、やはり啓蒙活動が一番かなと。

ですから、機会を捉えながら行政区の総会を含めまして、機会を見ながら呼びかけていくと。これについては冒頭申し上げたとおり、私も一番最初の感動がそれだったわけですから、何とか進めていきたいなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ちなみに、平成13年にただいま齋藤貞町長の奥様も亙理地区婦人防火クラブ連絡協議会の本部役員を務められて一生懸命協力をされておられました。そういうことで、婦人防火クラブの活動は地区に火災が発生いたしましたら、区長さんの要請で炊き出しを何個お願いしますとか言われて、そうやって動いて今まで実績をつくってまいりました。倉庭住宅では町営住宅が火災になったときには1人亡くなったわけですが、そのときには2軒長屋でありますので、火はつかなくても全部停電になっておりますので、むつみ会館の避難所で皆さんが一晩過ごすわけです。そうするときにやはり豚汁とか婦人防火クラブの地元の倉庭地区の炊き出しをやって、亙理支部の赤十字のほうから毛布が貸与されております。そういうことで、地域におかれましても婦人防火クラブはいかに大切な、重要なボランティア活動だなということを常日頃から考えておりますので、これは平成10年にお亡くなりになりましたが伊藤敏雄町長も婦人防火クラブの非常に重要性を訴えてお

ります。そういうことで、婦人防火クラブの休会しているところに何とか働きかけて、もう一度よみがえりたいと私は考えているんです。

というのは、南城東区と北城東区は本当に休会だったんですね。しかしながら、区長さんが本当に御苦労されまして、1年ごとに変わってもいいからとにかくやろうよということで、現在南城東区と北城東区は1年ごとに役員をかえて、引き続きいろんな防火教室をやっているところでございます。

ですから、私が冒頭申し上げましたように、50周年は婦人防火クラブの全ての方々に喜び合い、伝統ある、誇りある婦人防火クラブをこのように歴代まで、孫、末代まで続けたいという気持ちがあるんですね。そういうことに対して亘理町はどのように考えておりますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 全く議員のおっしゃるとおりで、考え方は同じでございます。私自身も女性が輝く町ということを標榜して選挙戦を戦ったわけでございますけれども、やはり女性の力というのは非常に大きいわけでございます。ですから、ここで冒頭申し上げたとおり、婦人防火クラブの役割というのは申すまでもなく大変重要な役割を担っている。安心、安全な町の中核と言っても過言じゃないわけですから、あらゆる場を通じまして啓蒙活動に努めてまいりたいと思います。

3 番（熊田芳子君） これで、私の質問は終わります。

議長（安細隆之君） これをもって熊田芳子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は10時15分といたします。休憩。

午前10時07分 休憩

午前10時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に16番、鞠子幸則議員。登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。私は3つについて一般質問を行います。

まず、第1点目は、町立保育所の保育料多子軽減の拡充であります。2点目は、住宅リフォーム制度の創設であります。3点目は、仮設住宅を退去し、災害公営住宅に入居する件についてであります。順次質問しますので、答弁をよろしく願いいたします。

1つ目、町立保育所の保育料多子軽減の拡充についてであります。第1子が小学校に就学し小学校3年までの場合、就学前の第2子の保育料を保育料徴収基準額の50%、第3子以降の保育料を無料にしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 子ども・子育て支援法が本年4月に施行され、保育料につきましても、国の新たな基準に基づき亶理町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則に定めたところであります。

保育所の保育料における多子軽減については、子ども・子育て支援法施行令第14条（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）に基づき、就学前児童の年長者は基準表に定める額を徴収しており、第2子は半額、第3子以降は全額をそれぞれ減額しております。

また、新制度に移行した幼稚園については、鞠子議員ご質問の多子軽減の内容と同じ内容で軽減することとしておりますが、これは新制度に移行しない幼稚園の就園奨励費補助金との整合性を図るために国の基準に準じて定めたものであります。

本町保育料の額そのものについては、平成13年以降、景気の低迷や東日本大震災による影響を考慮し据え置いており、新たに施行した規則においても、保育料の算定基準が所得税から町民税へ変更された点や、旧年少扶養控除の再計算が廃止されたことによる保護者負担額の増を極力抑えるため、基準額表の階層をふやすなど対応を図ったものであります。

保育料につきましても、施策全般を安定的、継続的に運営していくため、適正な公的負担のあり方について十分検討する必要があり、他事業との均衡や財源の確保も必要であることから、今後も国の基準を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、亶理町は例えば、先ほど町長も若干説明されましたけれども、就学前の第1子が保育料全額負担、第2子が徴収金額の50%、第3子以降が無料となっております。第1子が例えば小学校3年生前の場合、第2子が就学前の場合は全額、第3子が50%となっているんです。これは亶理町でだけじゃなくて、隣の岩沼市及び山元町も同じですけども、これは今言われた基準に基づいて定めている

んですか。まず、それをお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申したとおりでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） その基準は自治体の裁量で、いわゆる今私が言った基準を保育料の徴収基準です、それを拡充することはできるんですか、自治体の判断で。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほどご説明申し上げましたとおり、保育料につきましては、施策全般を安定的、継続的に運営していくため、他事業の均衡、財源等の確保も必要であることから、今後も国の基準を踏まえながら検討してまいるといふ基本方針でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 私が質問しているのは、国の基準を踏まえて多くの自治体で多子軽減を設けておりますけれども、その基準というのは、国の基準を緩和して自治体独自で財源確保して保育料の多子軽減を拡充することはできるんですか、できないんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 福祉課長より現在の事務レベルの中の考えを申し述べます。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 保育料の料金につきましては、国で上限額を示してございまして、それに基づいて、それを超えないように設定しておるわけでございまして、多子軽減につきましても、施行令の中で基準は示されてございますが、上限的な考えということで、それを下回ることはないという指導とっておりますので、拡充することはできます。町村の判断により拡充はできるものと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 国の基準を多子軽減を拡充している自治体は本当に少ないんですね。ホームページを見ても。ただし、愛媛県の新居浜市では第3子以降の保育料は無料にしているわけですね。こういう自治体もあるわけです。

それで、お伺いしますけれども、この保育料の多子軽減を今後拡充することが必

要だと思っんですね。それはなぜかという、子供たちを産み育てやすい環境をつくる上でも今の基準を拡充することが必要な時期ではないかと思っますがけれども、それは政策的なことでありまますがけれども、答弁お願っいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げまがたとおり、平成13年以降の景気の低迷、その他、東日本大震災の影響を考慮ということで、当町としてはそういう面での料金については非常に配慮したつもりではございまますがけれども、少子化時代を迎えた中でいろいろとそういう面での政策的な面で今後検討してまいりたいと思っます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 検討するということなんで、2つ目に移ります。

住宅リフォーム制度の創設についてであります。個人が住宅のリフォーム、修繕、改築を行う際、互理町の建設業者に発注することを条件に、町独自でこのリフォーム費用の一部を補助してはどうかであります。答弁をお願っいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 本町におけるリフォーム関係の補助につきましては、現在都市建設課における耐震改修工事に合わせまして、リフォームを行った場合の上限額は10万円の補助、福祉課における手すりの取り付けや段差解消などを行う場合、1割の自己負担がありますが、20万円を上限にした補助、また重度の障害がある場合については、自立した生活を送れるように、住宅改修を行った場合について20万円を上限に補助を行っております。被災者支援課においては、津波被害を受けた方が対象になりますけれども、津波被災住宅再建支援等事業補助金を支給しているところであります。

鞠子議員のご質問にあります住宅リフォーム制度につきましては、地域住民が住宅のリフォーム等を行う際に、その経費の一部を町が助成することにより、住宅の居住環境の向上を促進するとともに、町内の建設業者の仕事づくりや地域経済の活性化につながるものとして、近年このような制度を導入する自治体がふえてきております。

しかしながら、この制度に関しましては、町内業者の振興が図れるといった側面は持つものの、個人の資産の修繕等に対して税金を使うことになり、借家住まいの方など資産のない方との間に不公平感が生じることに加え、リフォームは家を建て

た業者をお願いしたいという方もおると思いますし、それが必ずしも町内の建設業者でない場合は補助対象とならないなど、全ての町民が公平に補助を受けられないという課題も一方であります。

したがいまして、今後これらも含めて検討してまいりたいと思いますが、鞠子議員もご承知のとおり、現在は何よりも復興事業を最優先課題として事業に取り組んでおります。

また、業者においても建設業者が極端に集中しているため、業者が不足しているという影響もあり、依頼したもののなかなか着工できないという問題も生じているような現状であります。

以上のことから、町内建設業者に発注することを条件とする住宅リフォーム制度につきましては、復興事業が落ち着いた後の検討課題とし、当面の間は大規模地震災害から町民の生命、財産を守るという観点から、耐震改修工事の際のリフォーム、高齢者や障害者が必要に応じて行ったリフォームなど各課で取り組んでいる各種補助事業で対応してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この住宅リフォーム制度、自治体独自の住宅リフォーム制度を実施している宮城県の自治体は何自治体ありますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私の手元では、一応4自治体と承知しております。白石市、それから隣の岩沼市、それから加美町、それから大郷町ですね、この4つと認識しております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町内の業者の皆さんの声をまず紹介したいと思います。

1人の方は行政区は長瀬浜ですね。全壊でした。いろいろ事情があって、震災以降仕事がなくなって、今現在も仕事が減っているという状況であります。そういう方もおられます。一旦仕事がなくなればなかなか難しいと。内装業の方ですけれども、ぜひ住宅リフォーム制度、助成制度をつくってもらえば仕事が確保できて助かるという話をされておりました。

また、亙理の畳屋さんですね。今4軒ありますけれども、前は11軒ありましたけれども、この方はいわゆる戸建ての災害公営住宅の畳とか、袖ヶ沢及び倉庭住宅、

下茨田の町営住宅の畳を発注してもらって非常に助かっていると。しかし、災害公営住宅は御存じのとおり戸建てはもう完成していますし、集合住宅の場合は畳屋さんはずネコンを通じて発注しているみたいで、亘理の業者は入れないという状況になっておりますので、今後は仕事がなくなる心配があるということで、ぜひリフォーム制度をつくってほしいと、こういう声もあります。

この住宅リフォーム制度は、1つは個人が住宅をリフォームするときに助成すると同時に、地元の建設業者が仕事を確保し、地域経済の活性化につながるということは、全国で約600自治体が発注制度を創設しておりますけれども、初めは秋田県からですけれども、非常に地域活性化に、事業費20万であればその10倍、20倍も効果があると言われております。全国的にはリフォーム助成制度の地域経済の効果は明らかであります。もう一回答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたけれども、当面はやはり復興事業が最優先課題ということで、これが落ち着いた中で先ほど言いましたように課題もあるわけでございますから、これらを検討しながら、まず当面は復興事業を優先ということでご了解いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけ。先ほど答弁されましたけれども、耐震改修との絡みで県費として10万円を限度にリフォーム助成をしておりますけれども、これに町として、例えば3万とか5万とか上積みすることはあり得ますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど町長の答弁の関係になりますけれども、現時点においては予算の確保等の関係もございまして、やはり県補助金を全額充当する形で進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 県費を100%投入してリフォーム、耐震改修と絡みでリフォーム制度を行う。10万が限度だと。それに町の単費で上積みすることは検討される余地はありますか、ありませんか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 他の自治体においても実施しているところがございすけ

れども、今後先ほどの関係と同様に検討してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3つ目に移ります。3つ目は仮設住宅から退去し、災害公営住宅への入居について5点伺います。

まず、第1点目、仮設住宅を退去し引っ越しする際、引っ越し費用の見積書を提出してもらった段階で、この時点で移転費を支給してはどうかであります。いわゆる移転費、引っ越し費用を先払いしてはどうかということであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 引っ越し費用につきましては、亶理町災害区域内移転者支援事業補助金及び亶理町津波被災住宅再建支援等事業補助金の中で、亶理町補助金等交付規則により実績報告にて額を確定してから交付しております。見積書だけで金額を決定し補助金を支給してしまいますと、その後において精査した結果、過払いとなった場合には返還手続きや、不足した場合は追加申請の手続きが必要となるなど事務が煩雑化するだけではなく、申請者にとりましても困難と手間をかけることになってしまうため、今後も従来どおりの方法で継続してまいりたいと考えているところであります。

なお、引っ越し費用の前払いが困難な被災者の方につきましては、災害援護資金の借入れをしてもらいまして、借りた災害援護資金により引っ越し費用の支払いをしていただき、補助金が交付された後に資金の返還をしていただいている方もございますので、これらの方法もご案内していきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、質問する前提として、先ほど鈴木邦昭議員も言われましたけれども、集合住宅の場合、亶理の場合は380戸のうちあいているのが115ですね、集合住宅の場合ですね。そもそも仮設住宅は原則2年なんですよ。それが4年も仮設に住まざるを得ないというのは仮設住宅に住んでいる方にとっては健康上も精神上も非常に大変だと思います。きょうの河北新報にも一面トップで載りましたが、石巻市の場合はカビが大量発生して入居者の2割がぜんそくの疑いがあるということでもあります。ですから、早く仮設住宅から退去して、そして収入の少ない人のよりどころである災害公営住宅に入るように、そういう仕組みをつくる必要があると

ということで、この5点を質問したわけであります。

それで、引っ越し費用、移転費についてですけれども、今災害援護資金貸付制度のことを言われましたけれども、その制度があること自体私も知っておりますけれども、貸し付けするということでもありますので、無利子、有利子は別にして返さなくてはならないものです。それで、これを引っ越し費用の、要するに見積書を提出してもらって、しかも業者から請求書を出してもらって、その時点で町で移転費、引っ越し費用を出してほしいというのが多くの仮設住宅の皆さんから出されております。

例えば80歳の2人暮らしのお年寄りでありますけれども、お1人がパーキンソンで宮城病院に入院しております。この方は生活保護を申請することも考えておりましたけれども、預貯金があるために生活保護を申請しなかったのであります。そういう生活が非常に厳しい方でありまして、12日に引っ越し業者を頼んで引っ越し費用を払ったという方もおりますけれども、お金が工面できなくて私どものボランティアセンターに引っ越しを頼んだ方もおられます。だから、被災者の皆様の立場に立てば、引っ越し費用を後払いじゃなくて、先払いしてほしいというのが被災者の声であります。

ですから、業者に見積もりをとってもらって、請求書を出してもらって、その時点で引っ越し費用を支給すれば、煩雑な事務には私はならないと思うんですよ。いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件についての窓口は支援課で行っているので、今の現状について若干ご説明させたいと思います。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 鞠子議員がおっしゃっていることは十分承知しております。ですが、先ほど町長がお答えしたとおり、見積書、請求書の段階で現に内容が変わって実績をお持ちになる方もいらっしゃいました。ですので、今後もこのように見積書だけの支払いはなくて、実績を持つての支払いを続けていきたいと考えております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 実際に引っ越し費用は1万とか2万じゃないんです。30万とか40万

かかる人もいますよ。その人が30万、40万用意するの大変になっています。被災者の立場に立てば事務が煩雑というのは役場の立場に立って事務が煩雑であって、被災者にとっては初めに引っ越し費用を請求書に基づいて出してもらえばそれは助かるんですよ。誰の立場に考えるかによって違うんです。被災者の立場に立てば引っ越し費用を請求書の段階で支払うというのが私は当たり前だと思うんですね。当たり前というか、そういうことが被災者にとって非常に大切だと思うんですけれども、もう一回お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私も聞き及んでいる範囲では、いわゆる見積りだけですと過分な見積りも出る場合も結構あるわけですし、今議員がおっしゃるケースも十分わかりますけれども、セーフティーネットといいますか、さっき言いましたように援護資金の借入れ等の制度もあるものですから、この辺を利用していただくということで、やはり今までの事例からして、見積りだけですと逆にいろんな問題点が出るという事実も私は承知しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） だから、一般質問通告書には見積書と不十分ですけども、業者から見積書及び請求書を出してもらえば、その段階で移転費、引っ越し費用を支給すればそんなに食い違うことはないと思うんですよ。もう一回お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 一般的に見積もりと請求はやはり違うと思います。請求の場合は引っ越しが終わってから出る問題だと思います。見積もりはあくまで見積もりということで、見積もりと請求が一緒に出てくるんではやはり不具合じゃないかと思いません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） Aという方が引っ越ししますと。引っ越しして、引っ越しが終わった段階で業者が請求するわけですね。その段階で移転費を支払う。今はどうなっているかという、引っ越しした後すぐに通帳に入るわけじゃないんですよ。2カ月、3カ月たってから入るわけですね。そういうことだからこそ、請求書の段階で引っ越し費用を支給してはどうかということでもあります。もう一回お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） たまたまその方は鞠子議員にご相談に行ったと思うんですけども、当支援課も親切丁寧に対応しておりますから、まず支援課にご相談するようにアドバイスいただければ、我々もその方々に沿った対応の仕方をしてまいりたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これは私だけの意見ではないです。昨年の9月議会にも鈴木邦昭議員さんがこういう質問をされました。それは鈴木邦昭議員さんも仮設住宅の皆さんの声を聞いて、それを受けとめて質問したと思うんです。私もそういう声をいっぱい聞きます。ですから、誰の立場に立ってものごとを考えているのか、被災者の立場に立って考えれば、私の言っていることもそうおかしいことを言っているわけではないと思うんですよ。検討する余地がある。大体ですね、全ての方が引っ越ししているわけではないんですからもうちょっと考える必要が私はあると思うんですね。答弁もう一回お願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今後とも被災者の立場に立って対応してまいりたいと、そのように思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第1点目終わりますけれども、引き続き改善を求めてまいります。

第2点目、現在、災害公営住宅入居予定者は連帯保証人2名の確保及び個人町民税などを滞納していないことが必要である。この入居要件を緩和してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 互理町町営住宅条例第10条では、入居予定者は2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める入居予定者については、この限りではないと定めております。今回の災害公営住宅入居に際しましては、震災より身内、親族等を亡くし、連帯保証人を確保することが困難な方がおりますので、段階的な緩和を実施しているところであります。

まず、原則といたしまして、町内在住の方2名ということになりますが、町外の方でも認めているところであります。また、1名の連帯保証人を確保できない場合については、連帯保証人の連署猶予申立書を提出してもらいまして、入居許可とし

ているものです。全く連帯保証人の確保ができない場合や、町税の滞納があった場合についても、できる限り入居できるように納税相談を行うなど個別に相談した上で対応しているところでもあります。

いずれにいたしましても、災害公営住宅に入居されてからも、引き続き冒頭申し上げましたように連帯保証人の確保についてお願いしているところでもあります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、災害公営住宅の根拠法は公営住宅法でありますか、そうでないですか、どうですか、それは。根拠法はないんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 都市建設課長から答弁いたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 議員おっしゃるとおり公営住宅法が根拠法となります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現時点では災害公営住宅は公営住宅法を根拠法にしているということでもあります。その公営住宅法は入居要件として連帯保証人及び町税を滞納していない、こういう条文がありますか、公営住宅法には。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 明確に条文化はされておられません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いわゆる連帯保証人と町税の滞納をしていないということは明確に規定していないということでもあります。つまり、入居をするための必須条件、必ず満たさなければならない要件ではありません。ですから、仙台弁護士会も3月に多くの自治体で、互理だけではありません、多くの自治体で連帯保証人2名ないしは町税は滞納していないということを条件にしております。それは今の被災者の皆さんの状況から見て、これは緩和すべきだと。公営住宅法で必須条件でないのに、被災者の立場に立てば緩和すべきだというのが仙台弁護士会の見解であります。これは多くの弁護士さんの考えであります。ですから、ある意味では、通常ではなくて、災害公営住宅は公営住宅法が適用されますけれども、あくまで災害公営住宅ということ踏まえれば、2つの要件、連帯保証人と町税の滞納について互理町も連帯保証人については柔軟に対応されておりますけれども、もうちょっと町税の滞納

についても緩和すべきだと思いますが、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、やはり今回被災した他市町村もありますから、それらの連携のもとに進めていきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほどの町長の答弁で、町税を滞納している方については納税相談に応じていただくと答弁されましたけれども、どういう対応をされているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 都市建設課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ただいまのご質問でございますけれども、やはり実際の現在の納税状況を税務課の納税の担当と御本人と相談いたしまして、今後の生活再建、どれぐらいの収入が出るのか、そういったことについても立ち入らせていただきまして、納税をある程度確約していただいた中で入居を促しているという状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう一回お願いします。個人町民税など町税を、国民健康保険税も含め滞納している方については、今後の分割納入を含めて今後の納税計画を立てることを踏まえて入居できると見ていいですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 基本的には納税計画を立てていただくというのが一番で、実際に納めていただくというのが一番なんですけれども、やはりその方々は個別案件によっていろいろ現状がございますので、それについては計画を立てればいいという判断はしておりません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 当然、税金を納めることは国民の義務であります。納税義務が憲法にも規定されております。ですから、税金が納められないのはいろいろ事情がありますけれども、納めるのが当たり前であります。ですから、計画を立てて、金額は別として毎月必ず納めますということを条件に、しかも毎月納められるということも含めて、保証も含めて、そういう方でも町税が滞納しているから入居がだめだと

いうふうに機械的にはしませんね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今、鞠子議員がおっしゃったように、やはり被災者に沿った形で入居していただくような形で促していきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。世帯分離して、災害公営住宅に入居できるようにしてはどうか。先ほど鈴木邦昭議員さんが質問されたと思いますけれども、答弁を用意されていると思うので、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるように、鈴木邦昭議員の質問にもありました入居基準の緩和と同内容の回答となります。

災害公営住宅の入居資格において世帯の捉え方については震災時の世帯を基本とし、1世帯につき災害公営住宅1戸の入居となっております。しかしながら、現在仮設住宅やみなし仮設にお住まいの方で、震災後の状況の変化により親世代、子世代に分かれて生活の基盤を形成している場合等において、一部が再建し、残りの一部が住宅に困窮しているような場合については、4月に実施した第5次募集から災害公営住宅への入居ができるように要件を緩和しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 了解いたしました。

（4）に移ります。福祉課、被災者支援課、都市建設課がより一層、今までも連携していると思っておりますけれども、より一層連携を強め、仮設住宅入居者が生活保護を申請しやすいようにしてはどうかであります。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 仮設住宅に入居している方々の中には生活困窮、将来への不安や悩み、病気、介護などさまざまな問題を抱える方もおられます。

現在、生活再建途上において災害公営住宅の入居や自宅再建に当たり、関係課が連携し対応しているところですが、その中で生活保護の申請を初めとする福祉的なかわりが必要と思われる世帯については、個人の意向により関係課や各種団体を通じて福祉課に連絡が入ることになっております。

福祉課において困っている内容等を十分にお話を伺うべく、面接相談を行った上

で、保護申請、あるいはその他の支援につなげている状況であります。

しかしながら、生活保護というと抵抗感を持つ方や、拒否する方もいらっしゃいますので、問題解決の方策をともに考える中で、制度の内容をしっかりと説明し、災害公営住宅の入居など個々の再建に向け対応してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 言うまでもありません。生活保護は憲法25条生存権の保障を踏まえて生活保護が最後のセーフティーネットであります。ですから、いろいろ考え方があります。生活保護を受けたくないという方もあります。それはありますけれども、最後のセーフティーネットだということで、町民の皆さんが生活保護を受けたいときに受けやすい仕組みをぜひ今後ともつくっていただきたいと思っております。

5点目に移ります。5点目、町・社会福祉協議会などが連携をより一層協力し、仮設住宅入居者への相談体制を強めてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 相談体制につきましては、サポートセンターの生活支援相談員を中心といたしまして、仮設住宅等入居者を初め、災害公営住宅入居者、被災により自宅を再建された方々を対象に安否確認や見守り訪問活動を継続して実施している状況でございます。その訪問活動の中で特に支援が必要と思われる方に対しましては、支援関係者で構成するケース会議を開催し、問題を整理するとともに一人一人にあった支援を行っているところでございます。

また、長期にわたる仮設住宅での生活の中で、それぞれが抱える生活課題や福祉課題が煩雑化、深刻化する傾向にあり、行政側だけでは対応が難しいケースも出てくると考えられることから、宮城県南部自立相談支援センターなど、あらゆる専門機関と連携した取り組みも視野に入れて、相談支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の下茨田南住宅及び上浜街道住宅の入居に伴い、応急仮設住宅からの退去世帯は178世帯となっており、応急仮設住宅を退去するに当たり、引っ越し費用や新しい環境への不安などを聴取し、必要に応じて社会福祉協議会や庁内の担当課へ連絡の上、問題解決に向けた対応をしているところであります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私、冒頭に言いましたけれども、阪神淡路大震災の場合、あそこは

地震だけだったこともありますけれども、1カ所に集中したこともありますけれども、いわゆる復興住宅を2年か3年で建設されたんですよ。ですから、あくまでも仮設住宅は2年が限度だと。皆さんは仮設住宅から収入が少ない人が災害公営住宅に入居できる環境を整備する必要があると私は思って引っ越し費用の問題、連帯保証人の問題、町税の滞納問題、世帯分離の問題、生活保護の問題、相談体制の問題を上げましたけれども、これから8月1日に大谷地の集合災害公営住宅ができます。これから本当に仮設住宅から災害公営住宅に移れない方がいらっしゃると思います。その方については十分町、社会福祉協議会を含めて全力を挙げて、被災者支援課だけでなく、福祉課だけでなく、町全体で全力を挙げて、この方々が災害公営住宅に入れるような仕組みをぜひつくっていただきたい。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 鞠子議員おっしゃるとおりでございます。当互理町といたしましても、支援課だけではなくて関係課が連携を図り現在業務を進めているところでございます。したがって、おっしゃるとおり被災者に今後とも沿った行政運営をしてみたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、14番、佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。私は2点について質問いたします。

1つ、小中学校の携帯電話、スマートフォンの利用の仕方について。2点目、子育て世代包括支援センターの設置について質問いたしますので、町の考えをお聞きしたいと思います。

第1点目です。携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などの普及によってインターネットがますます私たちの生活に身近になりました。最近、子供たちが自分の携帯電話を持ち、メールや調べもの、ゲームなどを利用している姿をよく見かけます。一方、有害情報サイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも多いようです。

そこで、子供たちが安全に安心して利用するために、小学生から情報教育が必要

と考えます。そこで、3点について教育長の見解をお伺いいたします。

1つ、本町の小中学校で携帯電話、スマートフォンを所持している実態ははいかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校教育に関係することですので、教育長より答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えします。

携帯電話、スマートフォンの所持につきまして、平成24年に内閣府で実施いたしましたインターネット利用環境実態調査によりますと、青少年の携帯電話所持率が中学生については51.8%、高校生は98.1%となっております。そのうち、スマートフォン、略してよくスマホと言われておるんですが、スマホの割合は中学生が25.3%、高校生が55.9%となっております、全国的に普及が進んでいるという状況でございます。

それで、本町におきまして今年4月、町内の小中学校10校の実態調査を行っております。小学生児童1,787名のうち437名が携帯電話を所持しております。その所持率は、小学生は24.4%となっております。なお、この小学生の数字には主に低学年でございますが、防犯のために親が子どもに持たせるキッズ携帯というのがございます。そういう携帯電話も含まれている数字でございます。

中学校におきましては、生徒数が973名のうち552名が所持しておりまして、所持率は56.7%となっております。やはり中学生になると小学生の約2倍強の所持率になっている傾向が見られます。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） これはことしの4月の実態調査ということですがけれども、その前にも実態調査をしていらっしゃると思いますけれども、やはり確実に携帯電話、スマホを所持している率が高くなっていると考えていらっしゃいますでしょうか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今年度の4月でこういう状況でございます。昨年、各学校で調査をしていますけれども、やはりこの数字よりは若干少なくなりましたが、やはり年々ふえているというのは本町においても児童生徒の所持率となっております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） やはりこのアンケート、実態調査の中身なんですけれども、持っていますか、持っていないかだけの調査なんですか。そのほかにも小中学生を対象にした実態調査の内容をお知らせいただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 内容等については3つの項目で調査しております。1つは携帯電話、スマホの所持状況、これが1点目。2つ目は携帯、あるいはスマホをめぐるトラブルの有無。それから、校内において携帯、スマホにかかる先生方の研修、子供に対する学習、あるいは保護者向けの講習会、研修会。この3項目でとっております。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） この実態を調査するということはとても大事なことだと思いますので、毎年きちっとやっていただきたいと思います。そういう中で、今回の実態調査の中にはちょっと今示されませんでしたけれども、フィルタリングサービスを利用していますかと、そういう調査は行っているのでしょうか。フィルタリングというのは、子供に見せるのが好ましくないようなインターネットでの有害サイトです。これはフィルタリングをすることによって一定の基準で判別して閲覧を制限するというサービスがフィルタリングといいますけれども、これを利用している率とかは調べていらっしゃるのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今回の調査ではやっておりませんが、各学校ではそういうスマホに係るような、あるいは携帯電話に係るような子供向け、あるいは保護者向けの研修会、あるいは講演会ですね、実施しておりますので、その際フィルタリングについては当然触れて、子供たち、保護者にも話しているということを各学校からは報告を受けています。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） さっき教育長にご答弁いただきましたけれども、内閣府が毎年実態調査を行っております。先ほど言われましたように平成24年度の実際調査ですと、高校生は大体携帯電話はみんな持っている。中学生は半分以上、小学生でも4人に1人の割合で持っている。そういう中でスマホの所有率が急増しているというような実態調査でありました。それで、2013年に子供の利用した携帯電話やスマー

トフォンのうち、フィルタリングを利用しているのは55.2%と内閣府が調査結果を発表しております。また、スマホに限定した場合だとフィルタリングを利用しているのは47.5%という結果を示しております。フィルタリングを利用すると、子供たちに人気のあるアプリが利用できなくなるというようなことが原因で、スマホだとフィルタリングの利用が減っているという状況が示されておりました。

私もスマートフォンを扱っている販売店に行って聞いてまいりました。携帯電話を買いに来るとき、子供さんとくるときはフィルタリングの話はしていますかと言ったら、必ずしていますというお話は聞いてまいりましたけれども、総務省で調べた実態調査を見ますと、半数以上の子供さんたちがフィルタリングなしの携帯を使っているということは非常に危険だとか、いろんな新聞等で騒がれております犯罪等、いろんな部分での間違いを起ししやすい環境にもつながるのかなと思えますけれども、この点いかがでしょうか。ぜひ実態調査の中にフィルタリングという部分を入れていただきたいと思えますけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） フィルタリングについては非常に有害な情報を阻止するという意味では、青少年が扱う場合、非常に大事なことだと思っております。やはり小学生、中学生、自分で買うわけではございません。保護者が買って与える、そのときに親子で、特に保護者でフィルタリングというのを十分認識していただく、こういうことが非常に大事だろうと思っております。

したがいまして、今年度も各学校で第3問目ですか、親子携帯教室、これに関連しますけれども、どの学校でもやることになっておりますので、その際フィルタリングの重要性というものを保護者にも十分理解してもらうように啓発活動を十分していく。

あと、調査についてもその結果について、年度末等には実施してみたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、（2）にいけます。本町の小中学校でトラブルなどの事例はありますかということについてお答えいただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小中学生のトラブルの事例でございますが、小学校児童数名がかかわった事案もございます。その事案というのは他県の中学生と無料コミュニケーションツール、いわゆるラインを使って交信していた。そういう事案があって、すぐ親がそれを察知しまして、警察に相談し、交信をストップさせたという事例もございます。小学校は少ないんですけれども、その1件ですね、他県との交信というのは。ただ、小学校でも悪口をライン上で書くということもございます。何件か報告がございました。

中学校においても、やはり複数の生徒間でラインを使って交信している中で、誹謗中傷といったらいいんでしょうかね、ちょっと悪意のある悪口といったらいいんでしょうか、そういうことで問題になった事例がございます。ほかには動画をスマホで撮って、それを掲載すると。他人のを撮って掲載するということですね。あるいは、ラインによって夜中まで友達と交信しているというようなことが報告されております。

いずれの事案も警察に相談した事例とか、誹謗中傷が問題とされたという事例につきましても、保護者、教師が早急に指導に当たったために全て解決しているという報告を受けております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、ご答弁いただいたようにネットのトラブルについてやはり総務省が毎年まとめておりますけれども、書き込みやメールでの誹謗中傷、いじめ、個人情報流出、ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求、詐欺、誘いだしによる性的暴力や暴力行為などの犯罪、ソーシャルゲーム等での中毒性が持たらず悪影響などさまざまなトラブルがあると示されております。

私も本町のお母さんからいろいろご相談をいただきました。娘さんがやはりラインをやっています、そのラインのメッセージを見ると既読というマークがつくんですけれども、その既読というマークがついて返信をしないのは仲間外れになるというような、そういうことで常に携帯を離せないという娘なんだと。すごく勉強にも集中できなくて、トイレにもお風呂にも持っていくというお話を聞きました。本当にごく一部だとは思いますが、やはりこれからそういう部分がふえてくるのかなと思うとすごく心配します。その結果、寝不足になって、朝寝坊になって、そして起きられなくて朝ごはんも食べないで学校に行って、勉強しているか本当に

心配になりますというようなご相談をいただきました。何とかしてあげなくちゃならないなと思って今回一般質問したんですけれども、やはりその家だけで決めても、9時までしか携帯を使ってだめですよとその家の中でルールを決めても、やはり周りの方が10時でも1時近くになってもメールをよこすというような状況だと、その人だけの問題ではなくて、やはり町全体というか県とか国、それぐらいまでも子供のそういう携帯環境、スマートフォンの環境を整備していかなくちゃならないのかなと思いますけれども、せめて本町でそこら辺をきちっと決めていただきたいと思っています。

子供さんの中でもネット上のトラブルを親や教師に相談できずに1人で悩んでいらっしゃる方もいると思います。ぜひそういう部分でもきちっと町でもみんなで決めた部分で、何とか子供たちを救ってあげたいと思いますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） スマホのライン上をめぐるいろんなトラブル、これはもう重々承知しております。子供たちが加害者になったり被害者になったり、それが大きいじめに発展し不登校まで発展する。こういう事例も全国的にあるわけでございます。

したがいまして、ラインの弊害というものは非常に大きいもの。スマホだけじゃなくインターネットも含めてですけれども、そういう意味でやはり私は子供たちにきちんと正しい使い方、あるいは危険があるんだよときちっと教える必要があるだろうと。それと同時の保護者にも子供がどういう使い方をしているのかということを一々チェックしてもらいたい。学校では毎回のようになんていう指導はしているわけでございます。

したがいまして、本町といたしましては、今現在ルール作りということで、夏休み前に子供向け、保護者向けのパンフレットをつくりましてリーフレットといえればいいのか、そういうものを使って啓発活動をやっていきたくて今準備しているところでございます。

きのう、校長会がありまして、担当の校長からもるる説明がありまして、来週、各学校の生徒指導主任、中学校の場合は生徒指導主事といいますけれども、その担当者が集まって中身を十分検討していくと。今のところ小学校3年生までは8時、4年生から中3までは9時以降はスマホから離れるという考えをきのう校長会で確

認したところであります。詳細についてはもう少し検討させていただきますが、休み前には全保護者の家庭にそういう文書を発送したいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町全体の子供のそういう情報の部分の指針を決めていくということだと思えますけれども、ぜひ相談できずに困っている子供さんがいらっしゃいます。本当に親にも言えずに、1人で悩んでいる子供さんがいらっしゃると思いますので、そこら辺に目を配っていただきたいと思います。

次、3番目にいきたいと思えます。学校で児童生徒と保護者を対象に親子携帯教室を開催してはどうかということです。ご答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 親子携帯教室の開催ということでございますが、今お話ししましたけれども、毎月校長会、教頭会でございます。その折に携帯電話をめぐる、スマホをめぐるいろんなトラブル、あるいはいじめに発展したような事例なんかを出して、その危険性というか、それを含めてやはり正しい使い方というようなことを教育委員会といたしましても、校長、教頭に注意喚起を促しているわけでございます。各学校では主に中学校になると技術家庭科ということで、技術の中に情報モラルというのがございます。小学校では学級活動、あるいは道徳の時間、ここに徳目があって、友達と仲良くするとか、人の嫌がることをしないと、そういうことがございますが、そういう情報モラルの肝要に力を入れております。

スマートフォンを含む携帯電話の使用上の約束事を昨年度ある小学校でPTAと取り交わして、実際に全保護者に渡した事例がございます。今年度は教育委員会として配布したいと考えているわけですが、そのほかに互理警察署によるスマホ教室をやっている学校がたくさんあります。さらには携帯電話会社の担当者を講師に招きまして、スマホ親子教室などを開催しまして、正しくスマートフォン、あるいは携帯電話を使用するときの取り組みを行っているのがほとんどの学校でございます。今後も定期的にアンケートをとるなどして現状を十分に把握しながら対処していきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） やはりいろんなところでこの取り組みをしています。例えば千葉県の富里市では数年前から小学校の高学年の児童と保護者を対象にして親子携帯教室

を開いているということです。やはり専門家にアウトソーシングしてもらって、ネットいじめやネット依存などの実例をもとにした映像ソフトを教材に使い、情報活用、能力教育に力を入れているということです。

面白いところでは、神戸市では大学生を講師にお願いして小学校でスマートフォン授業をやっているということです。スマホを使いこなす世代ということで大学生ということだと思えるんですけども、そういう大学生を講師に、説得力もあるということです。内容としては使いすぎて困ってしまったということ、自分の事例を通して子供たちにお話をしたり、時間の使い方、いつも暇なときにやっているんですけども、暇でなくてもどんどん時間が経過して、今考えると本当にもったいない時間を携帯に費やしてしまったとか、請求書が来てびっくりしたというようなそういう話とか、やはり携帯電話会社の専門の方もですけども、身近に一番携帯やスマホを使いこなしているような大学生とかにも来ていただくと、子供たちは受け入れ方がまた違うのかなと思って、そういうことも活用されたらいいのかなと思いますけれども、今町では携帯の会社の専門の方ということだけを考えているのでしょうか。そこら辺の考えを教えてくださいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 外部講師の招聘でございますけれども、先ほども言いましたように警察の専門家もいらっしゃいます。生活安全課というともう専門的でございますので、それから携帯電話会社の専門家、あと総合教育センターにも指導主事がございます。そういう情報機器にも非常に理解の深い先生方、本町におきましては亘理警察署と、今のところは携帯電話の会社、ある学校では教育センターの指導主事を招聘してやったというところも去年あったようでございます。今年度もそういう方々を広く招聘して、子供たちの安全な使い方、保護者への啓発、これをやっていきたいなと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この間、中学校に行って先生からお伺いしてきました。やはり情報技術が日々進歩して新しい端末ですとサービスが次々に出てきて、いろんな操作も複雑になってきて後から追いかけていくような、先生方もそういう状況なんだそうです。ぜひ専門家を活用するということはすごくいいことだと思いますので、お願いしたいと思います。

そこで、先ほど私は大学生と言ったのは、大学生は教えるだけじゃなくて、子供さんから引き出す力もあるということを確認していただきたいと思います。今困っていることとか、偉い人というか、大人の人にお話をなかなかできない部分、やはり大学生はちょっとお兄ちゃんという感じでの悩んでいらっしゃる子供さんたちからの聞きだす力にもなると思いますので、そこら辺もあわせて今後スマートフォンの情報教育の中で活用していただければいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうかと言っても、先ほどご答弁いただきましたので、それで仙台市では5月9日の新聞に載っていましたが、仙台市では情報モラル教育推進会議というのを設置してスマホの普及で児童生徒の生活環境に悪影響が出ていることへの対応を協議して、年内に保護者向けの啓発資料や教員対象の指導要綱を作成して配布するとありましたけれども、先ほど教育長も夏休み前に保護者向けの啓発資料を出すということですが、先生方の教育指導要綱を町では作成をしていくという考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 町の教育委員会としましてはそこまでは考えておりませんが、今議員から仙台市教育委員会の取り組みについてお話あったんですが、宮城県教育委員会もスマホに対する危機意識を持っておりますので、いずれ仙台市と同じようなものをつくって各学校に配布するだろうと思います。

今年度初めて小中高校生、仙台市を除いてですよ。スマホフォーラムというのを8月22日に開催いたします。県庁の2階の大ホールだと思うんですが、本町からも小学生2名、中学生2名あたりが出るようになっております。そういうことで、県内の小中高校生が一堂に会して、宮城県教育委員会で主催しまして、スマホフォーラムを開催する、当然それを踏まえて副読本を県教委では考えていると思いますので、いずれそれが27年度あたりには配布されると思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 国は、毎年学校保健統計調査というのを行っております。その中でテレビゲームやスマホの画面を長時間見ていると視力の低下につながる、またドライアイなども懸念していると示しております。

また、千葉大学の教授の藤川さんという方も四六時中多くの人とスマホをするこ

とによって、ずっとつながりができていますよね。そういう部分で退屈しないという状況ですと、子供たちは本当に無駄な時間をつぶしていると、若い時期に安全で充実した時間を、そして多くの体験ができるような過ごし方を導いてやるということ私たちがしっかりやっていかなくちゃならないのかなと思います。

実体験ではなくて、スマホの中、ゲームの中だけの世界で子供たちが大人になったら本当に怖いのかなと思います。河北新聞にもずっと連載記事がありまして、スマホで子供、赤ちゃんとかをあやさないでみたいなのがずっと連載してありますけれども、やはり今の若いお母さんたちは本当に一生懸命子供さんたちを教育して子育てしていることは間違いないんですけども、若干スマホ依存という部分もあるのかなと思います。そういう部分で気をつけていかなくちゃいけないのかなと思います。いっぱい実体験を積むような教育に力を入れていただきたいと思います。

今後、教育委員会で教育長が示されたようにPTAと学校と父兄としっかりと連携を図りながら、子供たちがスマホやネットを安全に使えるよう情報教育を本当に早急に、そしてしっかりとやっていただきたいということを申し上げまして、これで1問目の質問を終わります。

2問目に入ります。子育て世代包括支援センターの設置であります。国は妊娠期から子育て期にわたるまで一括してサポートする拠点として子育て世代包括支援センターの整備を推進しております。子育て世代包括支援センターとは、センター内に保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、幅広い相談ができる施設のことです。本町でも同じ場所で相談できるセンターを設置すべきと考えますがいかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠・出産包括支援体制整備事業として、国が平成27年度末までに全国に150カ所の整備を目指して推進しているものでございます。これは市町村において、産科等の医療機関や保健所、児童相談所等の機関と機能の連携と情報の共有を図り、妊娠から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点であり、妊婦健診や乳児全戸訪問、さらには産後のケアとして心身のケアや育児サポートを総合的に行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するものであります。

また、保健師等の専門職が全ての妊娠期等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成するなど、妊産婦等などに対するきめ細やかな支援を行うものがございます。現在本町においては母子健康手帳を発行時に個別に対応し、妊娠期間中の健康について、保健師及び栄養士が相談を受け、指導を行うことから妊産婦へのかかわりが始まり、その後も妊婦健康相談、乳幼児健診での育児に関する相談会を実施しております。相談には助産師、保健師、栄養士、保育士、看護師が当たっており、健康面だけでなく、子育てについての不安や悩み、気になることへの相談にも対応しているところであります。

また、出産後の新生児訪問では助産師等が家庭を訪問し、育児相談や出産後の心身とともに不安定になる母体への相談なども行い、気になる妊産婦、母子については定期的に福祉課や健康推進課に加え、関係する機関とその対応を検討し、情報の共有を図るとともに、支援が必要な方については連携して支援しているところでございます。

本町におきましては、来年度から子ども・子育て支援制度における利用者支援事業を実施する予定にしており、利用支援専門員、いわゆるコンシェルジュを配置して、保護者のニーズに応じた最適な子育て支援事業や施設等の案内、調整を行うとともに育児に関する保護者からの相談があった場合には適切な専門機関へつなげ、継続的な見守りを行うための間接的な支援も行う予定にしております。

佐藤議員ご質問の子育て世代包括支援センターの設置につきましては、今後検討してまいります。センターの設置場所や複数の専門職員の配置等の課題もあることから、当面は健康推進課と福祉課で十分に連携しながら支援してまいりたいと考えているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 妊娠中は大体病院で健診を受けます。出産後は保健所などで赤ちゃんの健診などを受けます。育児などの悩みとかいろんな部分はまた子育て支援センターなどで行っているような状況だと思います。

国では、妊娠、出産、育児を切れ目なく支援するフィンランドの子育て支援施策ネウボラをもとに少子化対策として打ち出しております。地方創生の一環として全国、今町長が申されましたように、150カ所に設置する意向を固めております。

ネウボラというのは、ネウボがアドバイスという意味なんだそうです。ラが場所

ということで、子育てに必要なアドバイスや支援を受ける場所のことです。それは出産や育児、家庭に関するさまざまなことを時間をかけて丁寧に相談できる体制になっておりまして、妊娠期から子供が小学校に上がるまで、基本的には同じ人が継続的にサポートするというようなそういう施設がネウボラという体制なんだそうです。

ですので、それをすることによって、大体同じ方が対応してくれるということで、信頼関係が生まれて、そして問題の早期発見、予防、早期支援につながっていくというようなことです。児童の虐待やDVの予防のための支援にも役割を担っているということです。

このネウボラの導入が幾つかの市町村でやはり検討されております。本町でも地方創生の一環として子育て世代包括支援センターの設置というのは私は必要だと思います。お母さん方にちょっといろいろお聞きしますと、あっちの課に行って、こっちの課に行って、これはこっちだよと、やはり言われると足が遠のくんだよねと。子供を連れて、赤ちゃんを連れてあっちだこっちだと言われるとなんかちょっとサービスの部分でどうなのかしらねというお声もお聞きしました。

私はこの体制づくりは余りお金がかからないと思います。要するに福祉課と、それから健康推進課と、それから生涯学習課、もちろん町民生活課とかかかわりがありますけれども、その中で話し合いをして、窓口対応の部分でお母さんたちからしっかりお話を聞いてもらって、あとは支援センターの中でいろんな課に対応できるような仕組みにしておけばそんなにお金のかかることでもないですし、ただ場所という部分がありますけれども、そこら辺は地方創生というか、若い人たちを町から離さないためにもしっかり取り組んでいくべきなのかなと思いますけれども、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたんですけれども、本町といたしましては来年度から子ども・子育て支援制度における利用者支援事業を実施する予定にしておりということで、利用者のいわゆる先ほどおっしゃった、あっちこっち行かないでも済むように利用者支援専門員、いわゆる横文字でいうとコンシェルジュというそうでございますけれども、これを配置する予定にしております。

これによりまして、今議員が懸念されている部分が相当解決されるんじゃないか

と思います。それと、いわゆるハード面の場所の問題等々いろんな課題がありますから、包括センターの設置、これについてはちょっと時間がかかるのかなと判断をしているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、本当に地域で妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきているように思います。そういう中で6月5日の新聞に産後うつは今まで出産後1カ月ほどで起こるうつ症状と言われていたのが、2013年にアメリカの精神医学会で妊娠中、または出産後4週間以内に始まるうつの症状と修正されたという記事がありました。また、筑波大学の先生も大半は妊娠中から始まっていることがわかっていると話しております。産後うつは気分の落ち込みやいらいら、特に育児への不安が強く、うまく対処できないという罪悪感を抱いて死にたいと、そこまで考えてしまうようです。このうつ症状が半年以上続くと、回復しても子供の心理、社会的な発達に影響を与えるという報告もあると聞いております。

やはり妊娠がわかったら、母親は子育てに入っております。赤ちゃんが生まれるまで実際に子供はいませんが、おなかの中で子育てが始まっております。そういう中で相談できる体制をしっかりと私は行政に来て気軽にお話できる、母子手帳を交付したときからここでいろんなことが相談できますよと、やはりいろんな課とかではなくて、ここからのスタートが、子育てはここからスタートできますよと、そういう安心感を与えるためにもコンシェルジュというものもありますけれども、町で子育てに関して全部相談の窓口というか対応できますよという体制を整備していくことが私は一番の地方創生の一環だと思いますので、そこら辺もぜひ考えていただきたいと思います。

きのうは生涯学習課で行っております子育て支援でラビットというところにボランティアとして行ってまいりました。月に1回ぐらいやっているんですけども、たくさん若いお母さんと子供さんが来ていらっしゃいました。何人かのお母さんに聞いてきました。とても楽しみに来ているんだというお母さん方が多かったです。アパートの中で子供と2人だと不安になる。だから、こういうところに来て、同じぐらいの子供と同じような年代のお母さんといろんな話をするだけでもとても心が軽くなります。あとは狭いところに住んでいるので、ここで自由に子供が動き回っている姿を見ると本当にうれしくなりますというお話をいただいてきました。

こういう事業を町で一生懸命やっているのに、もっともっと皆さんに教えてあげたいなとすごく思いました。やはり生涯学習課でやっている部分と福祉課でやっているいろんな事業いっぱいありますけれども、ぜひ一本化にしてお母さんたちにも伝わるような周知方法が大事なのかなと思います。この事業は町でやっているのかしら、民間でやっているのかしらとお母さんが悩むようでは私は困ると思います。亘理町の子育て支援の中でやっていますよということをしかり出してもらおうと、安心してお母さんたちが来て喜んでいただけるようなことにつながると思います。きのうは結構いっぱい来ておりましたけれども、皆さん喜んで帰っていきました。あとは一時預かりとか、ファミリーサポートセンターとかも町ではしっかりやっていますけれども、登録するには西児童館に行かなくてはならなかったり、やはりその部分ではサービスは私はちょっと足りないのかなと思います。せっかく役場に来てできるかなと思うと、あっち行ってくださいという話になるとなんかちょっとこれはサービスではないと思いますので、そういう部分でしっかりと若い子育て中のお母さんたちに対して亘理町は支援していますよ、しっかりサービスしていますよという部分をもっと声高らかに発するためにも1つにしてやっていくべきだと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かにハードの部分というのは時間、財政的な措置も必要ですから時間がかかりますけれども、ソフトの部分につきましては、工夫次第で議員おっしゃるように対応が可能だと思います。今後とも内部といろいろと検討しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今年度は150カ所と言っておりましたので、ぜひ手を挙げていただいて町で設置をお願いしたいと思います。山口県の光市というところでは、ことしの4月1日から子供相談センターきゅっとという名称の中で開設をしたんだそうです。母子向けの各種検診や新生児訪問と公民館等を活用してやっているというようなことも載っておりましたので、どこか1つにまとめて支援ができればと思います。役場だけのこの敷地の中だけではなくて、せっかく中央児童センターもありますので、ぜひそこら辺をうまく活用しながら子供に対して一カ所のできるような支援をお願いしたいと思います。

本年4月より亙理町では、子育て支援事業計画書ができました。そしてまた、地方創生の計画も今年度中に策定することになっております。子供の減少に歯どめをかけるためにも、しっかりと町民のニーズを受けとめてより一層の充実した子育て支援のあり方を考えていかなければならないと思いますけれども、もう一度ご答弁をいただいて、これで終わりたいと思いますけれども、もう一度町長の考えを示していただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたように、来年度には専門員も配置する予定でありますので、ソフトの面では知恵を絞って対応していきたいと思っております。

14番（佐藤アヤ君） これで一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これを持って佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は12時50分といたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後 0時49分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に4番、小野一雄議員。登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番、小野一雄であります。私は亙理町震災復興計画に伴う圃場整備事業、そして町民バスさざんか号の運行についての2問について質問いたします。

亙理町震災復興計画に伴う圃場整備事業につきましては、平成27年度事業実施を目標に進めてきたところでありますが、この関係についてはここ2週間の間に大幅に事情が変化をしております。圃場整備を取り巻く事業が大きく変化しました。

ご承知のとおり、吉田中部地区は平成27年度作付予定箇所が圃場整備等のおくれによりまして、全区域で耕作者への引き渡しができなくなりました。新聞報道でもご案内のとおりこういう状況になりました。私はこの質問書を出したのが4月30日であります。一般質問の原稿を投稿したのは4月30日。この間急変したということでありまして、若干内容については今の事情にちょっとその前の段階だということをご理解をいただきまして質問したいと思います。

（1）番目であります。圃場整備事業の進捗状況、各地区の進捗率は幾らか。そしてまた、平成27年度の作付計画はどのようになっておるのかということ、この時

点でありますので1番目の質問をいたします。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成26年度末時点の各地区の面工事についての整備状況を報告いたします。荒浜北部地区125ヘクタールのうち面整備率は92%で115ヘクタール、吉田西部地区310ヘクタールのうち面整備は52%で160ヘクタール、吉田南部地区205ヘクタールのうち面整備率は41%で85ヘクタールとなっております。

吉田中部地区、吉田東部1期地区、吉田東部2期地区、高屋・鳥屋崎地区については、それぞれ125ヘクタール、135ヘクタール、240ヘクタール、60ヘクタールの面積ですが、面整備の進捗につきましてはゼロパーセントであります。

全体として1,200ヘクタールのうち面整備済みの面積は360ヘクタールで率にいたしますと30%となっております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今町長から答弁ありましたように、町全体の計画では7ブロックについて圃場整備を計画実施を予定しておりました。今、お話ありましたように、残念ながら高屋・鳥屋崎地区、それから要するに面整備率がゼロパーセントの箇所について、なぜ進捗率がゼロパーセントなのか、その辺の理由を教えてくださいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 吉田中部地区の理由につきましては、工事の遅延や強酸性硫酸塩土壌の発覚によりまして、今春の農地引き渡しが行えなかったわけでございます。

また、吉田東部1期地区は町道橋本堀添線の調整や畑寄せ計画策定等に日数を要しまして、圃場整備事業の詳細設計がおくれたことから、平成26年度中の面整備が行えず、平成27年度完成を目指すものであります。

吉田東部2期地区は、現在パイロット農地を含めた受益編入手続を計画変更を行っており、面整備が平成27年度から本格的に開始する予定にしております。

なお、吉田西部、南部地区においては昨年についての工事分と高屋・鳥屋崎地区におきましては現在工事着工しており、来春の完成引渡しの予定になっております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 高屋・鳥屋崎地区については来春完了予定だと。それで、全体的な理由の中で今年度、27年度に引き渡し完了予定地区はどのぐらいになりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 詳細につきましては、農林水産課長より答弁させます。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 圃場整備事業でございますが、1,200ヘクタールを実施している中で、ことしの春におきましては360ヘクタールの引き渡しをしたところでございます。その中で荒浜北部地区で引き渡しのできなかった残りの約10ヘクタール、それから同じく吉田西部地区の25ヘクタールと合わせまして、今年度着工しております吉田西部の合わせて150ヘクタール分、それから吉田中部、引き渡せなかった全域について125ヘクタール、それから吉田東部1期地区についても135ヘクタール、それから吉田南部地区につきましては、こちらは120ヘクタールでございますが、こちら来年の3月までの工期ということで発注になってございます。鳥屋崎につきましては、先ほど述べましたように60ヘクタール、こちら工事が発注されてございます。それから、東部2期地区でございますが、こちらは事業計画変更ということで、今進めてございますので、こちらについては約240ヘクタールでございますが、27年度からの本格的な面工事が始まるということになってございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） そうしますと、27年度、要するに28年度に持ち越す分として吉田東部2期は必ずそこに繰り下がっていくと。吉田東部1期についてはどうですか。この辺も繰り下がると、繰り越しになるという理解でいいですか。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 東部1期地区につきましても来春の引き渡しの完了ということで工事を進めていくようになってございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） いろいろ私も内情については理解できるところがあるんです。今問われているのは、一番この圃場整備で最終年度、全て7ブロックの最終年度完成時期をどのぐらいに見ているのか、いつごろに見ているのか、最後になるのは吉田東部の関係かなと思いますが、まずわかる範囲で答弁願います。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 東部2期地区を除きましては来春の引き渡しで工事を進めて

いるということでございます。それから、東部2期地区につきましては、ただいま事業計画の申請でございます、実質見込みでございますが、32年度ぐらいかなということ考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、（2）番に移ります。

吉田中部地区はことしの作付を目前にして換地計画原案が確定できなかった。これは要するに休耕前の話ね、マスコミ報道の前の段階でありますので、些細なことなのかなと思われるかと思いますが、要は換地というのはそれぞれの小さい土地を集めて一直にして、それぞれの耕作者に引き渡す、こういう作業なんですね。ですから、要するに私有地を国有化、公的な部分に行く部分と私有地を集約するわけですからかなり重要な作業になります。これが目前になって確定できなかった。それで3月25日の段階で県の農林振興課から暫定的にことしはやりますよと言っていたんですね。それが一転して今度中止になったんですね。こういう経緯なんです。

私が原稿を出したのはその前段だということで、この原案作成ができなかったという原因についてお尋ねをします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 換地計画原案は地元農家から構成される吉田中部地区全体委員会の委員の方々が中心となり、地権者、耕作者等と話し合いを重ねながら、各集落単位で取りまとめ、全体委員会で決定していくものであります。

今回の換地計画原案では、想定をはるかに超える46件の異議・要望が上がりました。これらの調整が整うまでには時間を要するものと考えられ、換地計画原案の確定を見送ったものであります。

通常、換地計画原案の作成に当たっては、地区の換地委員を中心に地元で意見交換を重ねながらつくり上げるため、2年から3年程度の時間を要します。しかし、今回は短時間で作成する必要があったため、作成期間が実質6カ月と短く、十分な話し合いを行う時間がなかったことが原因と考えられます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私もこの吉田中部ではないんですが、吉田東部の関係で委員をやらせております。問題は今の町長の答弁にありましたように、十分な話し合いの場がなかったのではないかと。私も同感であります。といいますのは、この吉田中部

の関係、スタートが平成24年の11月9日なんです。平成24年11月9日、といいますのは、私もちょっとばかり田んぼがあるものですから、いろんな情報なり文書なり、会合をやってまいりました。平成24年11月9日から最終日が工事延長に伴う地元説明会が27年5月7日でありました。この間、20日間、20項目、要するに説明会やらそういったものがずっとタイムチャートをつくってみたんですが、20日間あったんです、これだけで。この吉田中部の関係だけで、寄り合いとか、いろんな会合、20カ所ありました。それが、この換地委員の人たちはここだけの土地所有者ではないんですね。例えば吉田東部1期とか2期とかね、南部とか西部とか持っている人いっぱいいるんです。そうしますと、そういった地区においてもこういう説明会なり会合があるんです。これに近いような会合。そうしますと、十分なそれぞれの委員の方々が全員が寄って話し合える期間、こういったものは私はかなり少なかったのではないかと思います。

それで、まず検討していただきたいのは、要は日中に全体委員会をやるものから、委員の方といえますのは専業農家だけの委員だとよろしいんですが、サラリーマンもあれば自営、さまざまなんです。そうしますと、午後一番の会合に出たくても出られないと。委員なんですけれども、出られない。そうしますと、特定の出られる人だけの会議になってしまう。どうしても全体委員会のメンバーが縮小されて、偏った構成になってしまう。

したがって、この辺の全体委員会の開催時期に対する指導、こういったものを私はやるべきではないかなと。改善をすべきではないかなと思うんですが、その辺の答弁、執行部の考えをお聞かせ願います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 議員のおっしゃるとおり、委員会の会議の持ち方について、今年度についてはそういったものを考えて、広く町民の方に理解していただくような会議に持っていきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） あともう一つは、これに関連して検討課題として提起したいのは、夜になぜ開催できないのか。委員のサラリーマンの方とか夜間に開催してもらいたいという要望があったようであります。そうしましたら、担当から夜に開催すると職員の時間外手当がかさむ、予算の関係、土地改良区の職員とか担当課ですね、時

間外手当がかさむということから、人が少なくても日中に開催せざるを得ない、こういう事情になっておる模様であります。この辺の改善策について、執行部はどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 先ほども回答いたしました、今年度につきましては、地権者の方に十分納得いくような説明をしていかなければなりませんので、その委員会、それから地元の説明会等、会議の開催時間等を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今の関係ですね、これからいっぱい換地委員会なり出てくるわけですね、土地の利用の問題。吉田東部1、2の関係についても問題が出てくるということで、十分町としても指導していただきたいと申し上げておきたいと思っております。それでは、（3）番に移りたいと思っております。

換地計画原案を再度作成することになりますが、この辺についてどのように進めていくのか答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 換地計画原案の作成につきましては、昨年度出されました異議・要望内容の再整理を行いながら、換地委員を中心に地権者の意見調整を行ってまいりたいと思っております。

また、今年度の土地利用につきましては、一時利用地指定を進めてまいり、さらに地権者の十分な理解を得るために地元説明会を開催して、平成27年度中に換地計画原案を作成していければと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） この辺は（2）番と関連性がありましたけれども、私も見ていてやはり県の事業だということで、亘理町として関心度が薄かったんじゃないのかなと私は偏見的な見方かも知れませんが、そう私には映りました。

したがって、いろいろこういう事象が発生しましたから、今後の原案作成については今答弁あったように、きちっと町のチェック、管理体制を強化していただくようにするべきだと思いますけれども、その辺どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これは我々のアピール力が足りないのかなと思うんですけども、当然基幹産業の第1位でございますから、実は昨日も私は土地改良区に時間をつくりまして行ってまいりました。ですから、時間があれば当然意見の交換をしています。ですから、町につきましては、我々の町はほかの町以上に、恐らく宮城県でも一番ぐらい農業の基盤整備については非常に力を入れているところだと思いますし、我がほうの土地改良区につきましても県内でも屈指の土地改良区と自負をしております。

今後議員がそのようなことであれば、アピール力が足りないということなので、今後アピールをしてきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、次の質問に移ります。

大きな2番であります。町民バスさざんか号の運行についてであります。買い物とか通院とか町民の生活向上のためには、今果敢に支援バスということで活用していただいておりますけれども、この辺の関係について質問いたしますが、（1）番として、上浜街道災害公営住宅、下茨田災害公営住宅、江下団地の路線を新設してはどうかということであります。下茨田災害公営住宅については、下茨田南公営住宅という看板がありますけれども、同じ表現でありますので、この辺をご理解を願いたいと思います。1点目答弁をお願いします。これは1点、2点目一括答弁ということでありましたので、（2）番、わたり温泉鳥の海へのアクセスとして、土曜日、日曜日運行を実施してはどうかということで、（1）、（2）答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） （1）と（2）につきましては関連がございますので、一括で回答させていただきます。

町民乗合自動車さざんか号につきましては、東日本大震災の影響により現在被災者支援として町内の各駅や仮設住宅、病院等を巡回しながら暫定路線として運行し、地域の生活交通の確保に努めております。

また、平成23年10月からは国土交通省の補助制度、平成25年度からは復興交付金の効果促進事業を活用しながら、被災者支援等のため無償にて運行を行っているところでございます。

議員のご質問のとおり、災害公営住宅や防災集団移転事業が完工し、それら周辺の人口動態や住環境が著しく変化している地域もございます。

また、荒浜地区においては、わたり温泉島の海を初め、きずなぼーとわたり、さらには荒浜にぎわい回廊商店街など観光関連施設が次々オープンし、震災前のにぎわいを取り戻しつつあります。

以上のようなことを含め、今後、地域公共交通会議において、無償・有償の運行形態も含め、利用者を初めとする皆様方より、これまでのご意見、ご提言がありましたことについて、利便性、安全性、効率性、経済性等について、土日運行も含め十分検討し、町全体における抜本的な路線の見直しを行い、町民が安心して利用できる町民バスにしていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 1、2番関連ということで、一括答弁いただきましたけれども、現在運行しております私が問題提起したこの3つの団地ですね、この関係については亘理荒浜間の路線バス、今走っておりますけれども、暫定路線ということで公共ゾーンとか回っておりますが、これをぐるっと3つの公営住宅、団地を含めて3つの箇所に入り入れして運行してはどうかということをもまず提起したいんですが、現在亘理荒浜間は約22分から23分ぐらいの所要時間で運行しているんですね。便数にしますと現在6便運行しているんです。これをぐるっと回って若干二、三分時間がオーバーするようになるかと思いますが、この辺を回ってはどうか。単純にここの質問をしたいと思います。どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今のご提案の災害公営住宅等のバスの乗り入れ等でございますけれども、路線の見直しの中で検討してまいりたいと。全体的な中で検討してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それから、もう一つ提起しておきたいのは、わたり温泉島の海のアクセスとして、このバスを温泉バスと名づけて、土日運行してはどうかということをお願いしておきたいと思います。

といいますのは、きのうのニュースですか、全国でもって国の観光施策が東北にも新たなルートを示しましょうとなったようであります。松島、平泉を中心とする

東北地方の観光、要するに新幹線を利用した、仙台まで新幹線を利用して、そこから常磐線に乗って亘理におりてもらう。そして、亘理におりたらすぐに温泉バスが直結できるような制度を確立してはどうかということでもあります。

調べてみますと、現在常磐線の列車本数については、亘理発着の常磐線列車は上りが23本、下りが25本運行しているんですね。下りについては現在浜吉田から出発ですから余り見込めないということで、要は今言ったように仙台からの上り方面の利用客を吸収できるというか、利用できるような体制。

そうしますと、恐らくわたり温泉鳥の海の開業時間、利用時間を含めると午前10時から夕方の午後5時ごろまで上り電車で直結した路線バスを、温泉バスをつくればどうなのかということでもあります。

そうしますと、調べてみますと大体8本ぐらいなんですね。電車プラス直結する本数は8本、8本バスを組めば10時から午後5時までのお客さんを運ぶことができるという提案なんですけど、これについて町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の観光の観点からのバス運行ということにつきまして、この件につきましては、我が意を得たりという感じでございまして、その点につきましては、企画財政課に検討を既に実は指示をしております。

ただ、これにつきましては、いろいろなやはり今出ているようにさざんか号の運行の方式もあるものですから、いろいろな角度からやはり検討しないとというか、検討はさせていただいております。

そしてまた、議員おっしゃるようにきのうですか、いわゆる海外からの観光ルート、あれは私も聞き及んでいますし、さらに6月9日、平成27年度版交通政策白書というのが、たしか内閣府から白書が出ているはずですが、これも目を通させていただきました。これにつきましては、平成25年度の交通政策基本法に基づいた白書でございます。これは結局高齢者を初めとする交通弱者、この方々の生活の足を確保するという観点の方法だと思えます。

こういった観点からも、今回改正に当たっては、十分参考にしながら、先を見据えながらダイヤ改正もやっていきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 先ほどの答弁の中で、地域公共交通会議の中で十分検討させていた

だくという答弁がありました。次回の会議はいつ開催予定であるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 地域公共交通会議については、現在のところ未定ではありませんが、今後の案件、今申しあげました見直し、運行時間の変更等については、その都度開催しておりますので、時期については今後調整させていただきたいと思いません。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、（3）番に移りたいと思います。

深夜バスとして、現在岩沼市への乗り入れを実施しておりますけれども、利用客の増加、この辺はあるのかという質問をまずしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 広域運行バス・さざんか号の深夜便につきましては、議員各位、さらには岩沼市のご理解、ご協力を得まして4月20日より運行を開始し、利用客より大変好評をいただいております。

利用客の増加につきましては、曜日によりまして乗降客の増減があり、特に週末の金曜日など休前日には1台では対応しきれず、増便した日もございました。1日の平均乗車数につきましては、4月が11.25人、5月が10.33人ございました。

今後につきましても、休前日や祝日前日にはバス2台での体制を整えながら運行してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） この関係については、復興交付金の効果促進事業で、今この補助制度を活用しておりますけれども、この補助制度について平成28年度はどのように考えておるのか、この辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 当面は3カ月の試行期間を経てということですがけれども、現在の考え方としては、常磐線が再開しまして、相馬まで開通しまして、いわゆる前のダイヤに戻るまでという考え方でおります。同時に、実は先ほど議員もおっしゃったように常磐線は非常に新幹線とのアクセスも当然悪いですし、もともと便数が少ないです。この時間帯に私も先日も乗車したんですけれども、本線の場合だと11時台2

つありますね。11時20分のこれに接続するものと、仙台発ですね。あと11時40分の岩沼着もあるんですね。その後に12時台もあるんです。ですから、JRに要望していきたいのは、これは即始めますけれども、11時40分のを浜吉田まで延長してもらえないかと。この運動を同時にやっていきたいなど。

JRさんは民間になったんですけれども、ときによって民間じゃない場合も出てくるもので、大変難しい相手なんですけれども、これは継続して強く交渉していきたいと。岩沼まで来てなんで浜吉田までということを疑問に思っているものですから、これはぜひやっていきたいなと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） いろいろなかなかJRの関係については厳しい部分があるというような答弁でありましたけれども、やはり別にJRの肩を持つわけじゃないんですが、十分民営になっても国からのいろんな3島の北海道、四国、九州については国からの支援で今やっている部分がありますね、ですから、そういった感情がついてまわる、ちょっとこれは余談ですけども、そのように私個人的には思います。

それで、この乗り入れの関係、町長から答弁あったんですが、ぜひ常磐線が仙台から相馬まで直通するまでやっていきたいという考えでございますから、私も同感です。ぜひともその方向で取り組んでいただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これを持って、小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、15番、高橋晃議員、登壇。

〔15番 高橋 晃 君 登壇〕

15 番（高橋 晃君） 15番、高橋 晃です。

通告どおり3問質問させていただきます。

早速内容ですけども、1問目にまいります。

1問目は、相談室の設置についてであります。震災後4年を経まして、公営住宅等の整備も進んでおります。新たな生活を始める方々もふえているという状況であります。しかし、その一方でいまだ仮設等での生活を余儀なくされているという方々もたくさんいらっしゃると思います。復興のほうが進んできているとはいえ、今後もさまざまな精神的な問題等に対処すべき場面も多いと推測しております。

そこで、我が町に関係する方々が気楽に相談に来られるよう、常勤のカウンセラーがいる相談室を設置してはどうかという件について伺います。ご答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 震災後の精神保健は心の傷の後遺症だけではなく、生活上のさまざまなストレスや経済不安など複雑な要素を考慮する必要があると思います。

本町では公共ゾーン仮設住宅内に設置したサポートセンターにおいて、看護師を始め社会福祉協議会の復興支援コーディネーターが常駐して対応しておりますが、来所しての相談は少なく、ほとんどがこちらから訪問し、日常生活での困りごとや精神的な問題での困りごとを聞きながら、支援に当たっている状況でございます。

一方、平成23年度から被災者が健康的に自立再建するために、被災者健康支援事業を行っております。この事業は宮城県が心のケアを重点にした健康調査を実施し、被災者の実態や鬱状態、気分・不安障害などのある人を把握するものであります。この調査により心の問題で支援が必要と思われる方を見極めると同時にみやぎ心のケアセンターからの臨床心理士や精神保健福祉士、保健師などの専門職の方々によるアルコール関連問題や気がかりなケースの相談など、支援活動の下支えとなるようなサポートをいただきながら、連携して被災者への支援活動を行っているところであります。

町といたしましては、現状を鑑み、ご質問にありました常勤のカウンセラーの相談室の設置については既存のサポートセンター等での対応が十分機能していると考えていることから、カウンセラー常駐の相談室の設置は現在考えておりませんが、生活環境の変化による心身の健康がさらに懸念されますので、今後においても健康調査を継続実施するとともに、支援が必要な方については、こちらから専門職等が出向いて相談に応じる体制を維持し、被災者の心に寄り添いながら精神的な問題を抱えた方々の支援を継続してまいりたいと、維持してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいまお話しいただいた点についてなんですが、私がそもそこの問題を提起した動機といいますのは、最初に震災前後に役場をやめられた方がいて、途中でやめられたという方なんですが、どうも人間関係とか環境の問題でやめられたということを詳しく聞いておりまして、そういった方も使っていただければ

なということで、私の質問の中に関係する方々と含みを入れたんですね。そういうことで1つ欲しい。

それから、もう一つは震災に関連しまして、亘理町でサポートを重層的にやっているんだという話は伺っているんですが、例えば十分だという理由として、住民の方が体制に対してどう思っているのか。例えば、今のサポートセンターの話でしたらば、サポートセンターの利用された方がどういった感想を持たれているか、そういうものを含めてやはり必要なかどうかという判断をすべきだと思うんですね。

ちなみに私もサポートセンターに関しては、一部ではありますが意見をお伺いしました。そうしますと、どうもプライバシーを守ってきちんと話せる体制にないということを伺っております。内容的にもそういうことはあるのかなのか詳しくは全体としては見えないんですけれども、そういったことを考えると、プライベートの空間をきちんと守るというのも必要なのかなと私のほうでは今考えているところでは。

お伺いしたいんですが、まずやはり住民の意向が必要だと思いますので、現在心の問題をサポートする体制の中で、利用者の満足度調査を実施しているのか。それを踏まえた改善とはどんな点を改善しているのか、もしあれば伺いたいのんですが。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） サポートセンターは福祉課担当なのでちょっとお答えさせていただきましても、プライバシーの問題ということの話ですけれども、サポートセンターにつきましては、奥のほうにも相談室等を設けていますので、大きい部屋もありますけれども、他の人が入ってきてそれを聞くという状況ではないと思います。

役場の今の調査ですと、逆にカウンターとかちょっと狭くて大変申しわけないんですが、後ろ通る方にも聞こえるというのは事実かもしれないんですが、サポートセンターではある程度プライバシーの関係は守られているのかなと。

ただ、相談件数は非常に少なく、実際は生活支援相談員とかが家庭を回って歩いているんですけれども、その中でいろいろ健康面とか気になる方をピックアップ、健康調査の中でも含めて、その中で出てきたケースを対象に幾度となく足を運びかかわっているところがございます。そして、いろいろお話を聞きながら、いろんな支援も含めて体制が完了すれば、落ち着けば終結ということで処理している状況でございます。

直接的な満足度調査というのはやっておりませんが、継続した健康調査、それから個々を訪問しての聞き取り等は行っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） サポートの体制等をお伺いしました。私の考えではやはり来る方が少ないという話が出ていましたけれども、やはり使い勝手が悪いということは聞いております。何かいろんな理由があると思うんですが、そういったことを知るためにはきちんと住民に、例えば使っていただいた住民の方に最後にちょこっとご意見ですか、こういった制度どうでしょうかとか、何かまずい点があれば言ってください。そういう面で調査というのも積み重ねることが住民の意向にかなうようなサポートにつながるのかなとは思っております。そういった点、もし今後調査に当たって、調査を聞いて終わりだけではなくて、その結果どう思ったか、感じたこととかそういうのも集めてみてはいかがかなということなんですね。その辺いかがですか、手間がふえるということはあるんでしょうが、そういったご意見も最後に聞いてみるという考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） いろいろ相談に来られますと、うちのほうだけでの解決ではなくて関係課もでございます。そういった中でいろいろ訪問なりして、いろいろお話を聞くようになると思うんですが、その中で問題の解決に行けば、行かなくても状況はどうですかとか、相談してどうですかというのも機会を見て、聞ける状態であれば聞いていきたいと思いますが、いろいろと個人的に相談に来た方もどうだったんですかと言っても、いい方向に行けばよかった話であるし、問題が解決しなければしてもだめだったということもあろうかと思えます。その辺はいろいろ訪問する中で聞いていければと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） いろんな機会を捉えていただいてそういう意見を吸い上げていただきたいと思えます。

それで、次の点ちょっとお伺いしたいんですが、大体现在4年経っているわけでありましてけれども、さきの東日本大震災に先立って起こった大震災、神戸の阪神淡路大震災ですね、その震災の際の調査レポートによりますと、3年半から4年後になると、急激に悪化する症状が出てくる方が出てくるんだということで、危機的な状

況にあるということが報告されています。まさに今がその時期、ちょっと遅いかなという気はするんですが、その時期に当たっていると思うんですね。それに当たって大震災の事例があるわけですね。淡路大震災を踏まえて、我が町で導入していることはありますでしょうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 阪神淡路大震災の絡みの中でいろいろ宮城県にも支援の中で関わった方々が入ってございます。県社協でやっている事業の中にも神戸からの方もいらっしゃいますし、それと合わせまして国の予算の中でも心のケアの関係で相当数の金額の予算もとってございまして、先ほど町長の答弁にもありましたように心のケアセンターと一緒にそのサポートをやっている状況でございます。亘理町が特別にやっているということではなくて、仙北でも当然、被災地のほうも同じようなケアセンターの協力をいただきながら、県事業に合わせて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今も踏まえてなんですが、1つはやはり個別に訪問して、そういった問題点を捉えて生かしていくという方法もあると思うんですが、震災から大体1年ぐらいたってからですかね、新聞紙上にも出ていたんですが、訪問に対する拒否が強くなってくる時期が出てきたという報道があったかと思います。やはり、その辺プライバシーの問題もありますし、さまざまな問題を含んでいると思うんですが、選択肢としては確かに個別に訪問するという手もあるんですが、来てもらうというのがやはり必要だと思うんですね。自宅で話したくないというのものもあるでしょうし、そういった面を含めて最後になりますけれども、さらにその辺加えて、要するにきちんと自分から話に行きたいという方もいると思うんですね。でも場所がない、来てもらって話を聞くのもいいんでしょうけれども、やはり自宅となるとちょっとプライバシーがとか言う意見があったという新聞の記事もありました。それを踏まえてさらに聞きたいんですが、やはりそういったきちんとしたカウンセラー室を整えていく上で検討会なり、そういうものをつくっていただければなと思うんですけれども、そういったお考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在設置しているサポートセンターも含めまして、今後恐らくは仮

設住宅、例えばきのう3カ所ほどちょっと寄ってきたんですけども、本当に20人ちょっと、特に3カ所は二十二、三人というところがほとんどだったんですけども、それが新しい生活を求めて災害公営住宅等々に移っているわけで、体制については今おっしゃるようにこれからが厳しいのかなと。被災した方々の精神を含めまして、厳しいかなと思うんで、それに十分対応できるような体制を整えていきたいなと思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ぜひそういった体制をつくっていただきたい。最後ちょっとご提言なんですけれども、やはりこういった相談業務、私の文章を見ると専門家と捉えた方もいると思うんですけども、これは一つ対案といいますか、ほかの案でもあるんですけども、場合によっては被災されて仮設に入っている方、それから入っておられた方の中からこういった相談役を抜てきするというのはいかがでしょうかね。そういった方であれば自分がそういった目に遭っていますので、きちんとそういった方々に耳を傾ける準備もある。そして、環境もわかっていますので、どうアドバイスしていいか、どう行動すべきかと非常にわかっているらっしゃると思うんですね。そういった民間の力ということも考えて、そういった被災している方をむしろ主体的に生かす、そういったカウンセリングの体制の整備に関してはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変貴重なご意見と思います。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今までの議論を踏まえて、ぜひそういった被災者にとっても、他の方々にとっても心のケアができるような体制をつくっていただきたいということで1問目の質問を終わります。

2問目の質問です。

2問目は、まちづくり協議会の今後のあり方についてであります。本年度の予算によりますと、企画費に占める委託料の割合が91%と非常に高い割合になっております。その委託料の中でもまちづくり協議会支援事業補助金が全体の62%、その中でも62%を占めているという状態になっております。それで、25年度まちづくり協議会の各5地区の協議会の決算書類を見せていただいたんですが、この中で人件費、

福利厚生費を含んでの人件費と考えておりますが、この割合が全体の平均で59%を占めているんですね。これを踏まえて1問目の質問に行きます。

人件費、先ほど申しましたが、福利厚生費も含むものと考えていただきたいんですが、この人件費の占める割合がちょっと高すぎるのではないかと。実際にこの状況から活動した場合に、本当に住民の自治に基づく活動というのできるものなのか、この点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の四宮議員からのご質問の回答内容と重複する部分もございますので、ご了承願いたいと思います。

まちづくり協議会支援事業の予算につきましては、国の震災等緊急雇用対策事業を活用させていただいております。事業費に占める新規雇用者の人件費割合が2分の1以上という事業要件があることから、まちづくり協議会の事業費を積算し、これに応じた協議会事務局員の人件費を算出しているところでございます。これからのまちづくりは人口減少に伴う高齢化や人材の担い手不足等々、そして地域の課題の複雑化、多様化に対応するために、より一層の地域力の向上が求められます。

そこで、地域住民で組織する各地区のまちづくり協議会では、地域課題を把握し、住民が主体的に取り組むもの、町や関係機関と協働して取り組むものと整理しながら、主体的に地域課題の解決のため活動しており、その活動はまちづくりの主体として地域協働のまちづくりの推進に重要な役割を担っているものと考えております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 先ほど抽象的に申し上げたんですが、例えばまちづくり協議会の中でも互理地区なんかを例にとりますと、福利厚生費、それからその他諸経費を引くと、大体190万弱、それで実際に活動するということになると思うんですね。実際、一千何百万の10%前後が実活動費になると思うんですが、これで本当に十分な住民たちが主体性を持って計画を立ててやっていくということは可能なんですか。その辺もう少し詳しくお答えいただきたいんですが。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのご質問でも回答いたしました。まちづくり協議会支援事業の予算につきましては、国の震災等緊急雇用対策事業を活用しており、事業費に占める新規雇用失業者の人件割合が2分の1以上という事業要件となっております。

しかしながら、各まちづくり協議会で地区計画に基づきながら、部会や役員会で年度ごとの事業実施について協議を重ね、地域課題の解決や地域特性を生かした事業に取り組んでいただいております、十分な事業実施がなされていると思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 現在、先ほどの四宮議員さんの話等も含めると、現在は補助金という形で来ていますので、そこから活動ができるという可能性があると思うんですが、これからは補助金がいただけるということであれば可能なんだろうけれども、場合によってはそれをできないという場合になりますと、さらにこういった費用についてきちんと考えなくてはいけないと思うんですね。さらにそういうことの先も考えますと、大体この時期からきちんとこういうことも考えて、結局きちんとお金を使って活動できる体制というのを徐々につくっていく時期でもあるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 大まかな内容について今町長が申し上げたとおりでございますが、実際のまちづくり協議会の事業については、その中の部会委員等がボランティアの形で、いわゆる無報酬の形でやっております。そこでいきますと、事業費等についてはただ単純に金をかければよいということではございませんので、そういったボランティアの方々も協力していただいているまちづくり協議会であるということについて理解していただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そういったボランティアの方も含めてということで、活動費も十分だということであれば、その辺これからはそういった面でやっていただければと思います。

それで、そういった面を抑えた上で、次に問題になるのが人の問題ではないのかなと思いますね。そういった人材をいかに集めてまちづくりに対しての意見や計画を出していただいて、それを実際に移していくという段階だと思います。

その中で現在考えられるのが、主要になっている各協議会の幹部のメンバーの方ですね、実際、まちづくり協議会の規定かなんかを見ますと、原則公募で選ばれているということになっているんですが、その中身、どういった公募で選ばれてきて、どういったことで採用されているのか、実態をちょっとお伺いしたいのですが。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、今お話があった公募につきましては、各まちづくり協議会の事務局員です。事務局長並びにその下にいる事務局員、この職員について、いわゆるまちづくり協議会の事務的な世話をする担当の職員ということで、これについては町の広報、それから各まちづくり協議会の瓦版、それからハローワーク等で公募を行いまして、採用試験については各地区のまちづくり協議会の会長等を含めて面接試験、それから簡単なパソコン入力試験を実施しております。これについていわゆる事務局員の採用ということでございまして、まちづくり協議会の核となりますそういったリーダー、部会長については各地区のまちづくり協議会の中で部会員の中から互選によりまして部会長等を決定して、それで各部会においてまちづくり事業の推進をしているところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ちょっとお伺いしたとおりだとしますと、そういった採用がなされているということで、次にやはり実働する方々ですね。実際に各まちづくり協議会の主要なメンバーの方の名前等を見ておきますと、正直申し上げてミニ役場のよ
うな印象を受けました。本当に行政区長さんですか、元役場の職員の方とかですね、そういうメンバーが占められていて、ご高齢の方も多という特徴が見られるのかなと思います。

やはり、これから20年後、30年後の将来を見た場合に、やはり高齢者の方ももちろん入っていて当然だと思うんですが、やはり若い方、そういう方を入れるという考えが必要かなと思うことと、やはりまちづくりに当たっても、被災した方々をいかに多く入れるかということだと思うんですね。家をなくして全てをなくした方々がこれから復興に当たってまちづくりにかかわるわけですから、一番真剣になって考える方々ではないのかなという思いはあります。

例えば、ほかの例でも隣の山元町さんでも協議会はどうやって活動しているのか。あちらでは補助金はもらえていないそうなので、草の根で運動をやっているそうです。最初からスポンサーを集めて、そこからやっているそうなんです。そういった意識、最初からきちんとまちづくりにかかわってくるような計画と、この町のよ
うに最初から補助金等をもってスタートするとやはり意識が随分違うと思うんですね。そういった意味でも、まずメンバーをきちんとバランスをとったほうがいい

のではないかと。先ほど言いましたように、被災地の方をもうちょっと入れる。かなり多く入れてもいいと思うんですね。それから、若い人たち、こういった方を入れるという考えで私はそのような考えがいいのではないかと考えているんですが、その辺の考え方はいかがでしょう。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まちづくり協議会の活動は地区住民が地域に関心を持って自主的、主体的に地域の問題解決に取り組むことによりまして、より地域の実情や特性を生かし、住みよい地域を構築するものと考えております。地域の実情に即した最優先課題を速やかに解決することで、数字ではあらかずことのできない新たなコミュニティ形成や活動を通して地域への愛着を育むことによりまして、人材の発掘、育成につながると考えております。

議員が今おっしゃっていた参加ということなんですけれども、入ってくださいよというのは、自分からやはり手を挙げてもらうのがこの組織であります。ですから、現在まちづくり協議会はそういう方向で進んでいるはずでございます。恐らくはごらんになっているのはごく一部じゃないかと思うんですけれども、私の隣近所でも最近2人入っております。1人は上場会社の役員をやった方です。相当いろんな経験をやっていまして、東京での生活、それから亘理での生活を往復した方、もう一人はある団体の局長をやった方でございます。彼らは先ほど実際の活動に当たったらほとんどボランティアでございます。ですから、事業費と経費の関係で若干やはり誤解をされているんじゃないかなと。あくまでこれは事務経費という捉え方で、相当大きな事業をやっていただいております。

例えば、先ほど質問なさいました四宮議員はオリーブの可能性について、現在実証実験の中心的役割を担っています。恐らくはこれはほとんどボランティアではないかと思えます。これを例えば報酬というか、考えたら相当な金額になるわけです。

ですから、事業費ベースは非常に大きくなってきます。発表されている事務経費だけで予算なり、決算なりという捉え方じゃなくて、実際の活動している分の全体的なものの捉え方をぜひしていただきたいなと思えます。

それと、申し加えますけれども、例えばこのオリーブにしましてもまだ海とも山ともつきません。ただ、現在亘理の主要産業になっているイチゴも行政とか国とか県とか一切関係ありません。これは生産者みずからが技術導入したんです。

ですから、そういう面で住民主導というのは非常に大きい効果、このイチゴが多いときで30億の事業に育っています。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そのように考えまして、内容のほうある程度理解できました。

それで、（2）番の質問なんですけど、まちづくり協議会の活動における費用対効果をどのように考えているのか。また、本年度終了までに目指す具体的な目標について教えていただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まちづくり協議会の活動は、地区住民が地域に関心を持って、自主的、主体的に地域の課題解決に取り組むことで、より地域の実情や特性を生かして住みよい地域を構築するものと考えております。

その費用対効果につきましては、地域の実情に即した最優先課題を速やかに解決することや、数値ではあらわすことのできない新たなコミュニティ形成や活動を通し、地域への愛着を育むといった地域大好き人間、ひいては亙理大好き人間を増殖させる効果がございます。

次に、本年度終了までに目指す具体的な達成目標につきましては、本年4月までに各地区まちづくり協議会において、地域住民が考案した地域に必要な取り組みを明確化した地区計画が策定されました。地区計画は地域の課題解決や住みよい地域とするための5カ年の長期計画であり、本年度は計画に基づいた事業を実施し、今後それらの事業を継続する際に、PDCAサイクル手法を用い、事業を改善しながら計画を推進していきます。

また、町といたしましては、地区交流センター等の指定管理者制度の導入も視野に入れ、従来の地区公民館が行っていた社会教育、生涯教育を兼ね、地域に根差したコミュニティ事業への取り組みについてもまちづくり協議会と協議し体制を整えば、実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいま、費用対効果については、亙理大好き人間を増殖していくということでは、使えないのではないかという意見もありましたけれども、これからの日程を伺いますと、実際に事業に当たってPDCAサイクルをお使いになる考えもあるということが示されています。ということは、実際には、将来的にはそう

いった費用対効果も入れて、それぞれの計画も立てられないと思いますので、早い段階からP D C Aサイクルを入れるということも必要ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） そのもとになるのが先ほど申しました5カ年の長期計画、いわゆる地区計画でございます。今回私もほとんど、1カ所行ってないかな、総会に出席しましたが、各協議会、これを総会に諮っております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

1 5 番（高橋 晃君） それでは、今のを踏まえまして、今度3番目に行きたいと思います。

本町ではまちづくりの企画、助言を行う専門職員を民間から採用、もしくは新規で採用、育成し、委託の割合を減らすとともに、まちづくり協議会の運営をより一般住民主導に向けるべきではないかと考えますが、この点いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 地域の中には専門知識を有した多くの人材が潜在的におります。その方々のお力添えをいただきながら、協議会の効率的な運営が図られますよう体制づくりを支援してまいりたいと思いますので、新たな専門職員の民間からの採用等については現在考えておりません。

また、まちづくり協議会は地域の人材を活用した事務局員を配置しており、企画財政課職員や地区交流センター職員がサポートを行いながら、住民が主役である意識の向上や、住民参画による地域づくりを推進していきたいと思っております。

まちづくり協議会の運営をより一般住民主導の方向に移行すべきではないかのご質問であります。まちづくり協議会の運営については、地域住民主導で行うために町から委託事業で行っているものであります。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

1 5 番（高橋 晃君） おっしゃることはそうなんですが、私が考えていますのは、地域住民主体のまちづくりの体制が仮に将来的に整備されたとしても、大きな視点から町の全体計画を立てるのはやはり町の職員の仕事だと考えているんですね。その10年後、20年後のイメージをした場合に、あるべき姿というのを描くためには、そこに精通した専門家が必要だと考えているんですね。先ほどはほかから専門家を引っ張ってくるという考えはないというお考えのようですが、別に必ずしも採るとい

う形だけではなくて、町の若い職員の方の中からこういった人材を見つけ出して、将来的に長期的に育成していくという方法もあると思うんですね。その考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在も企画財政課の企画班を中心に、先ほど申し上げましたようにサポート体制をとっておりますし、何度も申し上げておりますけれども、町内には特に先ほど若い方とおっしゃったけれども、むしろシルバーというか、リタイアなさった方ですばらしい人がいっぱいおります。私も何度かいろんな会合に出ておりますけれども、すごい方がいっぱいいらっしゃいます。特に若い方々がそれぞれの職場においてそれ相当の仕事をやっていれば、恐らく参加しやすいと思うんですよ。それ相当以上の実績を上げている方は時間をとりやすいといいますか、こういった地域の活動に参加しやすいと思います。その辺のアピールもしていきたいと思えますし、特に今言った年長者が多いんじゃないかとおっしゃいますけれども、確かに今の日本で一番の戦力は、いわゆるリタイアした方々と女性の力でございますから、特にやはりリタイアした方の力は大きい活用すべきだと思います。本当にびっくりするぐらいの人材がごろごろおります。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の企画を中心にやっているということで、それから今伺いますと、人材というのは別に若者だけでないと。高齢者の中にもたくさんいらっしゃるというお話です。ただ、やはりバランスをとったほうがよろしいのではないのでしょうかということなんですね。確かに知識と経験があるのは高齢者だとは思っております。ただ、若い方の意見というのが新たな発想、企画を生むという、基盤がないだけに新しい発想をぽんと出すということも特徴だと思うんですね。そういった意味でぜひ高齢者メインに行くというのもそうかもしれませんけれども、若い女性の中からもいいですし、徐々にこういった若い方を入れていくという考えについてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げていると思うんですけれども、このまちづくり協議会というのは住民が主体でありますから、それぞれ協議会の中で部会があるはずでございます。ですから、部会の人材というのと、部会でいかに活動していただく

ことになると思います。ですから、今言ったように若い人が参加しやすいというのは、自分自身も相当やはり勤務している人であれば、その勤務内容での実績を上げて、こういったまちづくり協議会で活動できるような働きをして、ぜひこちらから参加していただきたいと思うので、役場の職員の人材とかでなくて、町民の現在ここに住んでいて仙台、あるいは町でも職を持っていると思います。自営の方もいらっしゃると思います。その方が積極的にこのまちづくり協議会の部会員として参加していただきたいというのが私からの願いでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のお話を踏まえまして、これからも職員の方々の充実とともに、こういった地域住民が本当に参加しやすい、新しい町ができるように願っております。

次、最後の3番目の質問にまいります。

放射線量の測定についてなのですが、本年度の4月号の広報あたりで、4年間の放射線量の推移に関する情報が掲載されております。これを踏まえて、今後の放射線対策の方向性について伺いたいと思います。

これまでの放射線量の推移を確認し、安全な数値が継続して示されている場合は測定回数を減らしたり、測定場所から外したり集約を進める一方で、現在の測定場所以外でも放射線の高い場所などがあればそちらはむしろこれから拡大していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町内の放射線の空間線量測定につきましては、福島原子力発電所事故直後の平成23年6月から実施しております。公共施設及び住民の集まる機会が多い場所を中心に、平成23年度は30カ所、24年度は66カ所、26年度からは再校した沿岸部の教育施設等も含め70カ所において測定を実施しております。

その中で、国が示す除染が必要とされる空間線量の基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを超えていたあぶくま公園については、国の補助金を活用いたしまして、平成24年7月から9月に表土層の入れかえ、いわゆる天地返しですね、これを実施し、除染が完了したところでございます。

また、7月から8月にかけては、山林を含めた町内全域を250メートル四方、または500メートル四方の格子状に区画した638区画を対象にメッシュ調査を行った

ところ、基準を超える箇所が2カ所ありましたが、詳細測定を行った結果、除染の必要がないことが確認されたところであります。

事故から4年3カ月が経過する現在では、放射性物質の自然減衰等により、平成27年1月、2月の平均値は0.05マイクロシーベルトで、平成24年1月から2月の平均空間線量毎時0.11マイクロシーベルトと比較しますと、率にして約55%の減少となっております。

線量も安定した値で推移していることから、平成27年度からは安定した測定結果が得られるよう、測定箇所数はそのまま、回数は平日毎日測定した教育施設等を含め、週1回の測定に減らして実施しております。

また、現在の測定箇所以外での空間線量の調査については、日本原子力研究開発機構の事業で、平成23年度から年2回の割合で、車両に線量測定器を設置し、走行しながら空間線量を測定できる走行サーベイ測定という方法で、町内の主要道路及び一般道において広範囲にわたりまして測定を実施しているところであります。この測定においても、町内で線量の高い地域はありませんでした。

今後も隣接市町の動向や東京電力の福島原子力発電所事故に対する対応及び進捗状況を把握して県等関係機関と連携を図りながら、放射能対策を今後も進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ご回答いただいたことに関してさらに深めていきたいと思うんですが、まず基本的な放射線対策に対してお伺いをしたいんですが。まず1点目、放射線の測定の目的をどのように捉えて今実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福島第一原子力発電所事故により放出された放射線について、町内の状況を正確かつ適切にお知らせすることで、住民の放射線量への不安を解消し、日常生活での安心、安全を確保することを目的として測定を続けておるわけでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいま答弁いただいて、安全対策ということで実施されているということで、先ほどの議論を深くお伺いしたいんですが、実は宮城県のホームページ

ジで、現在までの宮城県内の除染の実施状況というデータがありまして、各市町村でこういった除染がなされていて、終了しているとかそういうデータがあるんですけども、これを見ますと、やはり県南地域の除染の割合というのが非常に高いんですね。例えば亘理の近辺だけ見てみますと、白石市は80カ所問題点という箇所を見つけたようですね。そのうち56カ所で除染を行っているようです。もう少し詳しく申し上げますと、全体除染したのが34件、独自除染をしたのが19件、局所的な除染をしたのが3件、合計56件のようです。それから、角田市に至りましては、こちらは81件除染の箇所がありまして、全体除染が48、独自除染が6、局所が27ですね。それから、大河原では13件でして、全体除染が11、それから独自除染が2という状況のようです。それから、丸森ですと66カ所で除染が行われていまして、全体除染が64、局所が2という状況ですね。お隣山元町に行きますと、こちらは19件の除染が行われておりまして、全体では15、独自除染は4という状況。

その中で、大体今私が申し上げた町とか市といいますのは、亘理を囲んでいるようなところだと思うんですが、その反面、亘理町を見ますと、3件ちょっと見つけた中で2件は必要がないということで除染しない。結局1件の除染にとどまっているんですね。少なくとも飛散状況に関しては、風、いろんな要素がありますので、どこに飛ぶかわからない状況というのは把握しているんですが、これはちょっと余りにも数字が違いすぎませんかということなんですね。周りを囲んでいる中でこれだけ白石56、角田81、大河原13、丸森66、山元19ですね。

この辺少ない理由というのをもしご検討でしたらお伺いしたいんですが、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1つはやはり阿武隈山系、阿武隈高地があると思いますし、それと距離的には山元町との距離というのはやはりそれも影響していると思います。

ただ、亘理町としては先ほど申し上げたように、調査としては確実な調査を行ったものとしております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 確かに全体除染ということを見るとほかにもそんなに極端に多いというわけではないと思うんですが、部分的に、やはり局所的に除染すべき場所というのもきちんとそのときに調査とかなさっているんですかね。その点お伺いいたしま

す。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたようにメッシュ調査まで行っているんで、これはあくまで当時の発生時の気象条件、その他が全て影響しているのかなと判断しております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） その辺詳しくなかなか理由というのは難しいかと思うんですが、ただ先ほど町長のお話でもあったように、我が町では23年6月から放射線の測定をしているということで、私も初年度の放射線量のデータを亘理町から引き出してきたんですが、例えば23年6月、最初の段階ですね、はかったときの放射線量を見ますと、これは場所によって測定日、時間等違うのかもしれませんが、全部今の基準である0.23マイクロシーベルトを上回っているような教育施設なんかもあるんですが、例えば亘理中学校は6月、7月かけて調査の全部で0.23マイクロシーベルトを超えていますよね。それから鹿島保育所、逢隈児童館、吉田西児童館、中央児童センター、旭台中央公園、調査方法が違ったのかもしれませんが、こういった高い値が出ているということに対してどういった対応を当時とられたんですかね、お伺いしたいんですが。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 当然ながら特段除染等はしておらないわけでありまして、数字について公表するという対応をさせていただいたと。やはり当初は国も測定の基準等も余りはっきりしていなかったということもございまして、機械等についてもそれぞれが早目に準備したものについては、それがどこまで正確なものかというものをわからないで、とにかく早めに測定しようというところで始まったというのも現状でございまして。その後において、国でも安定した数値をはかれる機械の配置等が徐々にされたことによりまして、それで定期的に測定をさせていただいているといったところでございまして。

なお、測定の箇所とか回数については、恐らく隣接の市町村、どこよりも多くやっているとっております。以上でございまして。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、お話いただいて、確かにデータの取り方が違っているというの

もありまして、高さも最初の段階で記入がないものですからどこではかったというのもないんですね。恐らく高いところを見ると、地面に近いところではかった可能性は高いかと思うんですが、しかしデータとしてかなり高い値も出ているんです。この辺の影響というのはないと考えてよろしいんですかね、心配な値ではあるので、その辺ちょっともし御存じでしたらお伺いしたいんですが。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） その影響というのがどういったレベルでの影響というのをご質問なのかわかりませんが、私も専門でも何でもないので何ともお答えしようがないんですけれども、ただすぐに健康被害を及ぼすようなものではないと理解はしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 実はその辺わかっていないというのはそのとおりだと思います。私も教員をやっていたものですから、実際文部科学省で放射線副読本というのが出ていまして、震災当初は100ミリシーベルト、確かに基準を設けてある程度データもできているんだという内容だったんですが、途中で内容が変わって、若干参考に読ませていただきますが、このような内容に変わっております。要するにまだデータとして科学的な十分な解明がなされていない。それから、100ミリシーベルト以下の低い放射線量を受けることで、将来がんなどの病気になるかどうかについてはさまざまな見解があります。前は大丈夫だという見解だったんですが、やはりいろんな意見があるということで、100ミリシーベルトの基準というのは要するにわからないと書かれている状況なんですね。その上で低線量被曝については安全性を確保するために多くの知恵を集めて早急に検討し、適切に対処することが必要だと。専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際NGOである国際放射線防護委員会、通称ICRPは科学的には影響の程度が解明されていない少量の放射線を受けた場合でも線量とがんの死亡率増加との間に比例関係があると仮定して、合理的に達成できる範囲で被ばく量を低く保つように勧告しているということが述べられております。

これを踏まえて、やはりできるだけ関係がないということは確かにわからないということはあるんですけれども、私の意見としては、とにかくできるだけ低く抑える、それを保つてくるということが必要だと思うんですね。そういった影響から考

えると、初期の段階、さっき値がぱんと出ているわけですね。こういったときに何か対策をとらなくてよかったものなんですかね。そこがわからないんですが、その辺さらにお伺いしたいんですが。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） その当時のことは別にしても、まず教育施設の中でやはり通常の近隣よりも若干高いです。当然基準以下なんですけれども、若干高い場合なんかはその都度洗浄するとか、そういった対応についてはとらせていただいているということでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それと、ちょっと同じようなあれにはなりますが、ことしの4月号の広報わたりの中に放射線測定情報が載っておりまして、例えば除染のお話も載っているんですが、吉田地区の平成24年1月と2月のときに長瀬ガーデン公園のところで0.22という検査値が出ているんですね。これは要するに1月、2月の平均で0.22ですよ。これって除染等の問題等は出なかったんでしょうか、お伺いしたいんですが。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） そういった公園関係で若干高いところがございまして、その辺の除染の必要等につきましても、関係機関と協議をさせていただきまして、そこまでは必要ないということで現在に至っているということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） これは部分的にも0.23を超えていなかったんですか。そういうことではなくて、全体と見て必要ないと考えたことなんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 最初ですね、先ほどの町長の答弁でもございましたように、メッシュ調査をある程度大きい範囲でさせていただきました。その中でやはり高かったということで、そういった地区に再度個別に入りましてさらに細かく線量測定をした結果、基準値以内ということで除染の必要まではないということになったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そういった経緯もあるのでしたらわかりますが、ただやはり一つ、先ほどにちょっと戻って申しわけないんですが、周りの地域、町とか市ですね、そのデータを見ますと、独自にやっているところは、この基準よりはるかに少なくても独自で除染をやったりしているんですけれども、そういったことは亙理町では議論が出なかったんでしょうか、お伺いしたいんですが。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） その辺の数の捉え方がどう数を捉えたかにもよるんですけれども、先ほども申しあげましたとおり、例えば教育施設で基準値内なんですけれども、やはり近隣よりも若干高い箇所があるという場合については、水洗いとかそういったことでの対応は個別にさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 内容についてはわかりました。それで、私もいろいろ話を聞きますと、今でも放射線の影響について心配される若い方が結構いらっしゃるんですね。そういったこともあって、先ほどこれからの線量の下がった段階でも続けていく、安心、安全のためにということだと思えます。

やはり、私もできればもう少しほかの場所ももう一度きちんと調べてもらって、安全、安心に役立ててほしいなと思うんですけれども、町としても恐らくいろんな業務との兼ね合いがあるものですから、そこにだけ集中もできないという気持ちもわかるんですね。

それで、町の中にもこういった放射線に関して非常に関心を持っている方もいらっしゃると思いますので、そういった地域の方の力をお借りして、気になるところですか、今でも周りのところをはかっていただいて、それを町の企画何なりに生かしていただくと方向性というのはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 住民の方に測定を委託するという件でございますけれども、現在は放射能対策室で臨時職員を雇用して測定を実施しております。安定的な測定結果を求めるためには測定経験と専門的な知識も必要になることから、今後も研修等を重ねながら、放射能対策室専属の臨時職員対応で実施していきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そういう方向だということですが、たしか町民の方々にも貸し出すようなシステムがあったかと思うのですが、前回の資料を見ますと、記憶が薄いんですが、何件か使用した事例が書かれていたと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 公共施設等については貸し出しを行いまして、そちらで測定をしていただくと。その結果を町に上げていただくということはやっておりますけれども、それ以外につきましては、逆に前測定ということで、電話をいただいてすぐというわけにはいかないんですけれども、日程等を調整させていただきまして、こちらで測定に使っている機械を職員が持って行って測定をさせていただくということはさせていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 勘違いで、そういうことでわかりました。理解いたしました。

それで、やはり先ほど国際的な意見もありまして、低放射線量がいかに影響を与えるか、特に子供が影響を受けやすいということで、甲状腺がんを心配される方もいらっしゃるようなので、それがこれから多分出てくることだと思うんですね。10年、20年してから出てくるということらしいので、それを踏まえて今後も住民の安心、安全のために、ぜひこの測定自体は続けていただきたいと思います。

それをお願いして、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高橋 晃議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告7番までとし、通告8番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前9時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時22分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鞠 子 幸 則

署 名 議 員 佐 藤 實